

資料 1

私立幼保連携型認定こども園の廃止認可（認定こども園 聖テレジアこども園）について

1 審議事項

- (1) 事項 私立幼保連携型認定こども園の廃止認可
(2) 内容 認定こども園 聖テレジアこども園の廃止認可

2 申請内容

- (1) 申請者 学校法人淳心学院 理事長 ハルノコ・アントニウス
(2) 施設名 認定こども園 聖テレジアこども園
(3) 施設の所在地 鳥取県倉吉市福吉町1376番6号
(4) 廃止理由 令和7年4月1日からの設置者変更（学校法人淳心学院から学校法人淳心学園への変更）に伴い、令和7年2月28日付で設置者変更に伴う新たな認可を受けたため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項に基づき現在の認可を廃止するもの。
(5) 廃止年月日 令和7年3月31日

3 根拠法令

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則

～根拠法令抜粋～

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抜粋）
(設置等の認可)

第17条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 略

3 都道府県知事は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

5 略

6 略

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（抜粋）
(幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可の申請又は届出)

第十七条 幼保連携型認定こども園の廃止又は休止についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次に掲げる事項（休止についての認可の申請又は届出の場合にあっては第四号に掲げる事項を除く。）を記載した書類を添えてしなければならない。

一 廃止又は休止の理由

二 園児の処置方法

三 廃止の期日又は休止の予定期間

四 財産の処分

私立幼保連携型認定こども園廃止認可（認定こども園聖テレジアこども園）に係る審査内容

項目 (根拠法令)	申請内容	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第十七条	ア 廃止又は休止の理由	聖テレジアこども園の設置者変更に伴うもの (学校法人淳心学院から学校法人淳心学園への変更)
	イ 園児の処置方法	設置者変更後の聖テレジアこども園で継続入所
	ウ 廃止の期日又は休止の予定期間	令和7年3月31日
	エ 財産の処分	設置者変更後の聖テレジアこども園に帰属

以上ア、イ、ウ及びエの内容から、廃止することは適当である。

資料 6

令和7年度創設予定の児童福祉施設等（市町村事業分）

令和7年3月26日 子ども家庭部子育て王国課

令和7年度に各市町村で以下のとおり児童福祉施設等の施設整備（創設）を予定していますのでご報告します。

1 創設案件 4件（鳥取市、米子市、湯梨浜町、岩美町）

設置主体	施設名	施設種別	所在地	事業費見込（単位：千円）			国補助金名	
				補助金額		設置者負担		
				国費	市町費			
鳥取市	のぞみこども園	幼保連携型認定こども園	鳥取市数津94-8	693,620	227,801	113,900	351,919 就学前教育・保育施設整備交付金	
米子市	西・ねむの木こども園（仮称）	幼保連携型認定こども園（公設公営）	米子市錦町3-92-7	987,627	64,737		922,890 就学前教育・保育施設整備交付金	
湯梨浜町	ゆりはま まなびや園	保育所型認定こども園	湯梨浜町田後41-3、440、439	537,546	190,735	95,367	251,444 就学前教育・保育施設整備交付金	
岩美町	(仮) 児童センター	児童厚生施設（児童館）	岩美町新井269	187,500	42,948		144,552 次世代育成支援対策施設整備交付金	

※いずれも県費負担はなし。

2 整備の概要

（1）鳥取市（のぞみこども園）

既存の建物は昭和55年に整備されたもので、耐震性が低い上に老朽化も進んでおり、保育所保育指針が定める環境及び衛生管理の確保が近く困難になると予想される。園児等の安全・衛生的な保育環境を確保するため、建て替えを行う。

（2）米子市（西・ねむの木こども園（仮称））

第2期米子市子ども・子育て支援事業計画（令和6年度末まで。令和7年3月に「米子市こども計画（仮称）」を策定予定）に定める公立保育所建て替えに係る個別構想に基づき、西保育園とねむの木保育園を統合建替えしようとするもの。令和7年度中に建築工事に着手し、令和9年4月から新しい認定こども園として運営開始する予定。

（3）湯梨浜町（ゆりはま まなびや園）

湯梨浜町羽合地域は、子育て世帯の転入や宅地造成が進み、保育ニーズの増加によって当該地域のこども園への児童受入が困難になっているため、民間事業者のこども園新設を支援して保育体制を整備するもの。

（4）岩美町（（仮）児童センター）

令和5年度に町が実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」で、雨天時など屋外での活動ができない場合に子どもが利用可能な施設の整備を求める意見が多く寄せられたことから、既存の屋外遊具等を備えた「遊びの広場」や、地域における子育て支援及び高齢者や障がい者の働く場として幅広い交流促進に取り組む「ふれ愛センター」が設置されている敷地内に、新たに子どもが利用可能な屋内での遊びの場として「（仮）児童センター」（児童館）の整備を行う。

その際、自習室・図書室など中学生や高校生の集いの場を整備するとともに、乳幼児から高校生世代等の触れ合いの場の提供や、子育て世代や高齢者など地域全体で児童の健全育成を進める環境づくりを行う（工事予定期間：令和7年6月着工、2か年計画で令和8年度内完成予定）。

※施設整備は令和7～8年度の2か年計画。事業費見込は令和7年度分を記載（全体の75%）。

3 令和7年度の国庫補助協議方法について（令和6年度からの変更点）

- ・令和6年度、年5回の国庫補助協議募集が行われる予定だったが、国の予算不足等により、対象事業が大幅に限定され、各市町村の整備計画に大きな影響が生じた。
- ・これを受けて国は、令和7年度、自治体で計画している協議案件全てを事前に登録させ、採択予定事業を予算の範囲内であらかじめ仮決定する方式に変更した。
- ・協議案件を登録するエントリーシートは令和7年2月に国へ提出済。原則として年度途中の追加登録は認められない。
- ・なお、協議案件について、申請自治体内で順位付けを行う必要があるものの、県として新たに優先順位を設定する必要はない。

4 今後のスケジュール（予定）

3月下旬 採択予定事業の決定通知（国→県→市町村）

4月頃 国庫補助協議書の提出（市町村→県→国）

6月上旬 内示（国→県→市町村）

令和6年度第3回子育て王国とっとり会議の開催結果について

令和7年3月26日
子育て王国課

子育て王国とっとり条例に基づき設置している「子育て王国とっとり会議」(以下、「王国会議」という。)について、令和6年度第3回会議を開催したので、概要を報告します。

1 開催概要

- (1) 日 時 令和7年3月10日（月）午後1時から午後3時まで
- (2) 場 所 県庁 特別会議室
- (3) 出席者 鈴木会長ほか委員18名
- (4) 議 事
 - ア シン・子育て王国とっとり計画の改訂案
 - イ 令和6年出生数（人口動態統計・速報値）
 - ウ 子育て支援情報発信方法検討部会の設置及び委員の指名
 - エ とっとり自然保育認証審議部会規程の改正

(5) 報告事項

- ア シン・子育て王国とっとり計画の目標指標の令和6年度実績・評価と令和7年度の主な施策
- イ 令和7年度の子育て支援施策の予算要求状況
- ウ とっとり自然保育認証審議部会の開催結果
- エ 「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム in とっとりの開催結果
- オ 鳥取県青少年健全育成条例の一部改正

2 議事概要

(1) シン・子育て王国とっとり計画の改訂案に係る審議

「シン・子育て王国とっとり計画」は、令和6年度から令和10年度まで5年間の計画であるが、毎年度見直しを行うこととしており、改訂案についての意見を伺った。

【主な意見】

- ・県内の大学や専門学校で学ぶ学生の課題感を共有する場や、意見をつなぐ仕組みの充実を図ってもらいたい。
- ・子どもの自死は何としても防ぐことが絶対必要という意識を持って、計画につなげてもらいたい。
- ・学校の先生からSNSトラブルについて話してほしいとの依頼が増えている。県事業の高校生へのライフプランセミナーでも、SNSトラブルの課題を取り入れてはどうか。
- ・男性育休を取ったことで、「産後うつが改善された」「2人目を考えるようになった」など、男性の育休取得が与える影響のデータを取るようにした方が良い。

(2) 令和6年出生数（人口動態統計・速報値）に係る審議

「令和6年出生数（人口動態統計（速報値））」の結果（2月27日公表）を受けて、今後の少子化対策の方向性や施策のアイデアについて意見を伺った。

【主な意見】

- ・県が企業とタイアップして、新婚生活にかかる費用の割引など特典を作れば、県全体で結婚を応援しているという機運が高まるのではないか。
- ・経済的な負担から、次の子どもが欲しくても次に踏み切れないケースがあると思う。鳥取県の最低賃金が低いと出生数も増えていかないと思う。
- ・鳥取県で暮らす場合、給与が低くても家計消費支出や土地代の低さから貯蓄額は低くない（全国26位）ことを、これまで7,000人の高校生に伝えてきた。
- ・大学生は企業の給与面に目がいくので、鳥取県で働くことに関して、大学生にも視点を当てて伝えて欲しい。
- ・第2子、第3子をもうけないのは、経済的な理由が大きい。婚活支援も大事だが、第2子以降を産みたいと思えるような施策も考えていった方が良い。
- ・子育て中の方が、親はこうすべきなどの言葉で気に病む姿を見ている。特に公的な機関で助言する人は、自分が発する言葉の意味を見つめ直し、意識を更新することが改めて必要だと思う。

(3) 子育て支援情報発信方法検討部会の設置及び委員の指名に係る審議

子育て支援の制度や施策の情報を、子育て当事者や若者に効果的に発信する仕組みを検討するため、王国会議内に部会を新たに設置すること及び委員の指名案について諮り、承認された。

(4) とっとり自然保育認証審議部会の部会規程改正に係る審議

「とっとり森・里山等自然保育認証制度」の認証と、「自然保育に関する施策等に関する意見」を審議事項に加えるため、部会規定の改正を諮り、承認された。

(5) 報告事項

「シン・子育て王国とっとり計画」の目標指数の令和6年度の実績、令和7年度の子育て支援施策の予算要求状況、鳥取県青少年健全育成条例の一部改正等について報告した。

3 今後の予定

「シン・子育て王国とっとり計画」について、本会議での意見及び鳥取県青少年問題協議会（3月書面開催）の意見を踏まえ、改訂案に反映し、令和7年度第1回王国会議（5月頃開催）にて、再度改訂案について諮り決定する。また、今回設置が決まった子育て支援情報発信方法検討部会は、委員の就任手続きを行い、4月頃に第1回を開催する。

【参考】子育て王国とっとり会議の概要

1 設置根拠 子育て王国とっとり条例（平成26年鳥取県条例第5号）第12条

2 設置時期 平成26年5月26日

3 所掌事務

(1) 子育て王国とっとり条例関係

- ① 子育て支援等推進計画の策定に当たり、知事に意見を述べること。
- ② 鳥取県子どもの貧困対策推進計画について、知事に意見を述べること。
- ③ 子育て王国とっとり条例の施行に関する重要事項について調査審議すること。

(2) 子ども・子育て支援法関係

- ① 県が子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようするときに意見を述べること。
- ② 県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

【参考】シン・子育て王国とっとり計画

こども基本法第10条の規定に基づく「こども計画」として位置づけるとともに、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する子ども・若者計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する計画、子ども・子育て支援法第62条に基づく子ども・子育て支援事業支援計画及び次世代育成支援対策推進法第9条に基づく行動計画と一体のものとして「シン・子育て王国とっとり計画」を令和6年3月に策定。

当該計画に掲げる施策の実施状況については継続的に点検し、子育て王国とっとり会議、子ども・若者、子育て中の方等の意見、本計画の達成状況及び各種実態調査の結果等を踏まえ、見直しを行い、公表することとしている。

「シン・子育て王国とっとり計画」の改訂状況について

令和7年3月26日
子育て王国課

「シン・子育て王国とっとり計画（令和6年3月策定。以下、本計画）」は、全国一子育てしやすい「シン・子育て王国とっとり」の実現に向けた子育て支援等に関する施策の計画として、令和6年度から令和10年度まで5年間の期間としているが、子ども・若者、子育て中の方等の意見、本計画の達成状況及び各種実態調査の結果等を踏まえ、毎年度見直しを行うこととしている。

見直しは、「子育て王国とっとり会議」「鳥取県青少年問題協議会」で改訂案を諮り、委員からの意見を反映させた上で改訂する。

1 改訂にかかるスケジュール

- ・「シン・子育て王国とっとり計画」改訂案審議
令和7年3月10日 令和6年度第3回子育て王国とっとり会議審議（開催済み）
3月下旬 青少年問題協議会審議（書面開催）
- ・「シン・子育て王国とっとり計画」最終改訂案審議
令和7年5月頃 令和7年度第1回子育て王国とっとり会議審議
〃 青少年問題協議会審議
- ・「シン・子育て王国とっとり計画」改訂（令和7年7月頃）

2 主な見直し部分

4 子どものライフステージに応じた切れ目のない支援

項目	主な改訂事項
(2)子どもの誕生前から幼児期までの取組 ① 妊娠・出産期、幼児期までの支援	・取組の方向性に「プレコンセプションケア健診の支援」、「市町村と協働して、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談支援」を追加。 ・乳幼児健診の実施について項目を追加。 ・産後ケアについて、産後ケアカフェの開催を追加。
(3)学童期・思春期の取組 ① 子どもの心身の成長の支援	・子どもの社会参画の機会づくりとして令和6年度に始めた「子どもミーティング」について追記。 ・SNSやデジタル技術を使った被害やトラブルへの対策強化について追記。
⑤ 不登校の子どもへの支援	・県内の不登校支援施設の情報発信、保護者のオンラインコミュニティの設置など、不登校の子どもや保護者への支援メニューの充実について追加。
(4)青年期の取組 ① 若者の経済的、社会的自立を応援	・鳥取大学(地域未来共創センター)と連携し、学生が参画する地域課題解決の取組を推進することを追記。 ・「県内定着学生プラットフォーム」活動による学生の県内就職増加への取組を追加。

5 子育て当事者への支援

項目	主な改訂事項
(3)安心して子育てできるための職業生活と家庭生活の両立 ① 男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	・男性が自ら家事・育児に関わる動機づけを促すための普及啓発を通じた取組を追加。

6 特に支援が必要な子どもの健やかな生活の支援

項目	主な改訂事項
(5)児童虐待防止対策等の推進 ④児童養護施設等関係機関の資質向上及び児童相談所等との連携強化	・児童養護施設等の施設整備の推進や、対応困難事例を医療につなぐホットラインを設置するなど医療関係機関との連携強化、児童福祉及び児童精神科医療の人材育成について追加。
(7)子ども・若者の自死対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組 ①子ども・若者の自死対策	・子どもが相談できる窓口をリーフレットや子ども専用サイト「キッズポートトリ」で情報発信することを追加。

[参考] 「シン・子育て王国とっとり計画」

こども基本法第10条の規定に基づく「こども計画」として位置づけるとともに、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する子ども・若者計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する計画、子ども・子育て支援法第62条に基づく子ども・子育て支援事業支援計画及び次世代育成支援対策推進法第9条に基づく行動計画と一体のものとして「シン・子育て王国とっとり計画」を令和6年3月に策定。

当該計画に掲げる施策の実施状況については継続的に点検し、子育て王国とっとり会議、子ども・若者、子育て中の方等の意見、本計画の達成状況及び各種実態調査の結果等を踏まえ、見直しを行い、公表することとしている。

第2回児童福祉審議会で、県内放課後児童クラブの建物の耐震性の把握状況についてご意見いただきました。このことについて、国が毎年、市町村を対象に行なってきた調査があります。なお、令和5年調査は令和6年3月に実施予定でしたが、能登半島地震のため実施が見送られたため、令和4年調査が最新となります。

耐震診断未実施施設（P欄施設）該当市町村へは、各種補助金（耐震化、施設整備等）の情報提供をしながら、今後の対応方針を確認していきます。

R4社会福祉施設等における耐震改修状況についてのフオローアップ調査（R4.3.31時点）

施設種別	全棟数	昭和57年以前に建築された棟数										耐震化率 $Q/A - (1+O)$									
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	耐震化済の棟数 $B + E + F + G + I + M$	耐震化率 Q	
施設種別	全棟数	127	86	41	28	7	19	0	2	0	0	13	0	0	1	6	6	112	92.6%		
公立	101	71	30	26	7	17	0	2	0	0	4	0	0	1	2	1	95	96.0%			
私立	26	15	11	2	0	2	0	0	0	0	9	0	0	0	0	4	5	17	77.3%		

R4放課後兒童健全育成事業施設

R4調査対象施設（200m²以上or2階建て以上）

6 施設

耐震診断未実施施設（移転、改築、廃止等の予定のない施設）

資料9

「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム in とっとり ～子どものチカラがミライを変える！子どもが主役の鳥取県への開催について

令和7年3月26日
子育て王国課

子どもが権利の主体として、意見表明や社会参画の機会を確保することの重要性を啓発するため、こども家庭庁と共にイベントを開催したので、概要を報告します。

1 イベントの概要

- (1) 日 時：令和6年12月22日（日）午後2時から午後4時まで
- (2) 会 場：米子コンベンションセンターBIGSHIP 2階国際会議室
- (3) 入場者数：約200人
- (4) 内 容
 - ・オープニングアクト（米子松蔭高校ダンス部によるダンスパフォーマンス）
 - ・三原こども政策担当大臣からのビデオメッセージ
 - ・各地区子どもミーティング参加者による発表
 - ・元バレーボール女子日本代表 木村沙織さんによるトークショー
 - ・トークセッション（子どもの意見表明について子どもミーティング参加者等による意見交換）



2 子どもミーティング参加者による発表

8月から県内3地区で実施した「子どもミーティング」でまとめたアイデアを子ども自身が発表した。

今後、出されたアイデアを市町村等につなぐ機会を設け、アイデア実現の可能性を検討していく。

	参加者※敬称略	アイデア
東部地区	山名 伸弥(用瀬小6年) 横野 夕莉(船岡小6年) 中西 淀都(城北小6年)	『明日をちょっと良くする「住』』 <ul style="list-style-type: none">・高齢者でも気軽に旅行ができるように、低価格でスロープなどのバリアフリー設備が施された電車を提案・廃校を活用した、鳥取の自然を満喫でき、ジップラインやプロジェクトマッピングなどが楽しめるテーマパーク『自然リゾート「TOTTORI」』を提案
中部地区	小谷 ちひろ(倉吉北高1年) 河本 航汰(倉吉北高2年) 小林 結伊(倉吉北高1年)	『地域医療とバス問題』 県外からの医師スカウト、症状に応じた病院紹介システム、地域住民の運転によるバス空白地の補完、乗りたくなるバス（テレビ付き、低料金・定額設定、見た目が変わったバス）を提案 『倉吉ハッピータウン計画』 アニメやまんがを活用した聖地巡礼ツアー、倉吉でしか聞けない声優ボイス、オンラインゲーム大会の開催、山守集学校の星空スポット化など、地元の観光資源・素材と流行を融合させ、人を呼び込むアイデアを提案 『Street Light Project』 街灯を増やし夜の暗い道を明るく改善する。虫が寄り付くにくいよう色や臭いを発する街灯、近隣住民の迷惑にならないようタイマー調光機能付きの街灯整備を提案

西部地区	小栄住 栄青(就将小5年) 大西 康介(箕蚊屋小5年) 香月 美黎(住吉小5年) 伊西 照樹(啓成小3年) 持田 竜之介(五千石小6年) 原田 千楓(住吉小4年) 貝森 蒼(弓ヶ浜中2年)	『学校のルール変更』 学校にシャープペンを持っていけないルールについて、なぜ持つていけないのかを皆で議論し、持って行ってもよいと考えるシャープペンを学校に提案
		『学校のルール変更』 ・猛暑日が増え学校で水筒がすぐに空になるため、ウォーターサーバーの設置を提案 ・自転車通学が禁止されているが、宮古島の例も参考に自転車通学許可を求める提案 ・学校が毎日楽しくなるよう県産木材を活用した大型木製ガチャを学校に設置
		『ご当地カニバス計画』 米子空港と米子駅を結ぶ空港バスの車内に、当地の名産品であるカニの身など（季節ごとに産品を変える）が出てくる装置を設置し、来県者に県のPRを行う

3 トークセッションについて

子どもミーティング参加者及びファシリテーターを中心に、子どもミーティングについて振り返り、子どもの意見表明の観点から国の「こどもまんなか社会」や県の取組の今後の展望についてトークセッションを行った。

○横野 夕莉さん（船岡小6年）

- ・今回の子どもミーティング参加の経験を生かして物事を具体的に考えることができるようになった。また同じような機会があればより良いアイデアを出せるようにしたい。

○小林 結伊さん（倉吉北高1年）

- ・学校では身につきにくい多様な世代と協働する力を身に付けることができた。また高校生活など普段の暮らしの中でこうしたらもっと良いのではないかと考えるようになり、機会があれば学校へ提案したい。

○原田 千楓さん（住吉小4年）

- ・地域の魅力をPRするために新しいアイデアを考えることはワクワクした。多様な意見が出たことで、自分の意見が出しやすくなり、自分も意見をはっきり言っていいんだと思った。

○木村 沙織さん（元バレーボール女子日本代表）

- ・共通の目標に向かってコミュニケーションを図った今回のミーティングでの経験を活かして、子どもが主体的に街をよくすることを考えるきっかけになればいい。

○柳 大地さん（鳥取市議会議員、東部地区子どもミーティングファシリテーター）

- ・学校では探求学習として、このような取組をやっているところもあり、今回のように学校の垣根を越えて子どもの意見を聞く場が増えると面白い。子どもたちが主体的に学び、決定する仕組み、環境づくりをこれから学校や社会で進めていけたらと思う。

○林 俊宏こども家庭庁長官官房 総務課長

- ・今までの社会は大人中心の設計だったが、これからは子どもからの意見を取り入れて、大人たちとは違った目線で社会をより良くする仕組みづくりをこども家庭庁では進めている。今後こういった子どもの意見表明、社会参画を当たり前のものにできるよう、「こどもまんなか」のアクションを広げていく。

○中西子ども家庭部長

- ・鳥取県では令和6年3月に「シン子育て王国とつとり計画」をまとめ、その中で今回のミーティングのように子どもの意見を聞き、取り入れて計画を策定した。今回のミーティングでのいろいろな世代や他の学校の児童・生徒と関わる経験は、社会に出てからとても役に立つと思う。これからも家族や地域みんなで子どもたちを見守り、すぐすくと育っていけるような鳥取県を目指していく。

森と自然の育ちと学びフォーラム 2024 の開催について

令和7年3月26日
子育て王国課

「森のようちえん」をはじめとする自然保育が、子どもの豊かな育ちや、子育て世帯の移住・定住につながっていることを広く情報発信するため、全国の自治体担当者や保育関係者を対象としたフォーラムを開催したので、概要を報告します。

- (1) 主 催 森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク (共催: 日本自然保育学会)
 ※平成30年4月に鳥取県、長野県、広島県の3県知事が発起人となって設立し、自然保育の情報発信や国への政策提言を行っており、現在の参加自治体は126自治体(18県108市町村)。
- (2) 日時・場所 1月30日(木)午後2時から午後5時30分まで わらべ館(鳥取市西町3-202)
 1月31日(金)午前10時から午後0時30分まで 智頭町立旧山形小学校(八頭郡智頭町郷原238)、山形第一地区公民館(八頭郡智頭町郷原259)ほか
- (3) 参加者 自治体関係者、「森のようちえん」関係者、自然保育に関心のある方など約130名
- (4) 内 容 パネルディスカッション、記念講演、事例発表、分科会・現地視察を行い、さらなる自然保育の質の向上と国に対する制度としての位置付けを求める大会宣言を表明した。

○大会宣言

本日、「森と自然の育ちと学びフォーラム 2024」において、森や自然を活用した保育・幼児教育が子どもの豊かな育ちにつながること、自然保育に魅力を感じた家庭の移住・定住を呼び込み、人口減少地域を活性化させることなどを、実例をもって共有しました。

この活動を支える認証制度は、鳥取県と長野県で最初に導入されてから10年がたち、様々な自治体の特色にあわせた形で、広がりつつあります。

そこで、私たちは、こうした営みを全国に波及させるため、一段と努力を重ねることを、ここに宣言します。

- 一、地域や組織の壁を越えて一丸となって、さらなる自然保育の質の向上と充実、全国的な認知・理解の促進に努めます。
- 一、自然保育を各地へ広めるため、国に対し、制度としての位置づけと幼児教育・保育無償化の対象拡大を求めていきます。

○1月30日(木) わらべ館

○パネルディスカッション「自然保育認証制度の10年～これまでの歩みと今後の展望～」

登壇者 長野県野外保育連盟 理事長 内田幸一氏、NPO法人智頭の森こそだち舎 理事長 西村早栄子氏、
 移住者・元南部町地域おこし協力隊 幅田舞氏、飯田市長 佐藤健氏、自治体ネットワーク代表 平井知事

○記念講演「『関係人口』という新しい提案～地域づくりと人材育成～」

講師 島根県立大学 准教授 田中輝美氏

○事例発表

「林政部から保育幼児教育の現場へのアプローチ」

発表 岐阜県森林活用推進課 技術主査 長沼慶拓氏

「人材育成、民間との連携について～自然体験活動アドバイザーリストなど～」

発表 ひろしま自然保育推進協議会 会長 杉山浩之氏、広島県安心保育推進課 梶谷有優香氏

「奈良っ子はぐくみ自然保育認証制度の導入経緯について」

発表 上越教育大学大学院 教授 山口美和氏、奈良県こども保育課 主査 高見麻依奈氏

○1月31日(金) 智頭町立旧山形小学校、山形第一地区公民館(ほか)

分科会・現地視察(2部構成) ※次の分科会、園見学から2つを選択

- ・分科会①「保育の質の向上に向けた自然保育の可能性」 講師 山口美和氏
- ・分科会②「地域の自然を活かした保育の意義と実践」 講師 鳥取大学 教授 塩野谷齊氏
- ・分科会③「子育て世代の移住につなぐ自然保育の可能性」 講師 日本自然保育学会 理事 木俣知大氏
- ・分科会④「指導者育成の実践」 講師 NPO法人自然体験活動推進協議会 常任理事 田口眞嗣氏
- ・園見学① 森のようちえん「まるたんぼう」・園見学② 森のようちえん「すぎぼっくり」



鳥取砂丘こどもの国『レールトレイン サンド号』お披露目式の開催結果について

令和7年3月26日
子育て王国課

鳥取砂丘こどもの国のレールトレインについて、ポケモンのサンド仕様でリニューアルを行い、そのお披露目を行いましたので、概要を報告します。

1 お披露目式の実施状況

- (1) 日 時：令和7年3月9日（日）午前11時30分から午後0時10分まで
 (2) 場 所：アイエム電子鳥取砂丘こどもの国（鳥取市浜坂1157-1）
 (3) 参 加 者：
 平井知事
 廣瀬 千尋（ひろせ ちひろ）株式会社ポケモン シニアディレクター
 安田 達昭（やすだ たつあき）（一財）鳥取県観光事業団 理事長
 鳥取第三幼稚園園児3名（参加園児3名ほか15名が初回運行車に乗車）
 (4) 内 容

- ・園児によるこどもの国代表への安全運転激励のメッセージ
- ・レールトレインリニューアル後初運行出発お見送り



2 当日の来園者数

お披露目式を行った3月9日（日）は、2,185名が来園し、レールトレインの利用者数は517名であった。

※前年3月の土日・祝日の来園者数の平均は1,004名、レールトレイン利用者数の平均は140名

(参考) こどもの国來園者数推移

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
利用者数	151,970	152,224	74,812	90,526	139,517	181,911

3 レールトレインの改修事業について

(1) 経緯

鳥取砂丘こどもの国にレールトレインを導入してから20年以上が経過し、老朽化に伴う車両本体の改修と併せ、施設のさらなる魅力向上を図るため、株式会社ポケモンと連携し、サンド・アローラサンドのデザインでレールトレイン及びコースのリニューアルを行った。

(2) 事業費

65,914千円（令和6年度当初予算 こどもの国アフター50周年魅力向上事業）



↑砂丘エリアでディグダをさがす
アトラクション



↑雪山の大山をイメージしたエリア
にいるアローラサンド

1. 条例の改正理由

青少年がSNSやインターネットを通じて犯罪やいじめ・誹謗中傷に巻き込まれ、又は生成AIにより当該青少年の容貌の画像情報を悪用して児童ポルノ等が作成される被害が発生していることに鑑み、青少年を被害者にも加害者にもさせないため、闇バイト等に関する情報を有害情報と定め、当該情報の閲覧又は視聴を防止する措置を講ずることを保護者の努力義務とともに、賭博の定義を明確化してオンラインカジノを利用する機会の提供を禁止し、並びに児童ポルノ等の定義を明確化して児童ポルノ等の作成、製造及び提供を禁止すること等により、青少年の健全な育成環境の形成を図るため、所要の改正を行う。

2. 条例の概要

- (1) この条例の規制の対象となる賭博に、オンラインカジノが含まれることを明記する。
- (2) この条例の規制の対象となる児童ポルノ等に、生成AI等を利用して青少年の容貌の画像情報を加工して作成した姿態（当該青少年の容貌を忠実に描写したものであると認識できる姿態に限る。）を描写した情報を記録した電磁的記録等が含まれることを明記する。
- (3) 何人も、児童ポルノ等の作成若しくは製造又は提供（県内に居住する等の青少年の容貌の画像情報を加工して作成した姿態に係る児童ポルノ等について本県の区域外で行われる作成若しくは製造又は提供を含む。）をしてはならないものとする。
- (4) 何人も、青少年が、賭博（オンラインカジノを含む。）、暴行、窃盗、強盗、詐欺、盗品譲受け等の犯罪行為等を行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、インターネットによりこれらの機会を提供してはならないものとする。
- (5) 保護者、学校関係者及び関係団体は、その監護又は指導する青少年がSNSを利用するに当たり、個人情報の漏えい、いじめ、誹謗中傷、性的な被害等により、当該青少年が心身ともに健やかに成長し、その個人としての尊厳を重んぜられることを妨げられないよう、SNSの適切な利用方法を習得させることその他の必要な教育及び保護に努めなければならないものとする。
- (6) 保護者は、その監護する青少年の年齢及びインターネットを適切に活用する能力の状況に応じ、次に掲げる事項について、当該青少年の権利を尊重しつつ、ペアレンタルコントロールを適切に行うよう努めなければならないものとする。
 - ア いわゆる闇バイトを募集する広告その他の犯罪の実行者を募集する情報の閲覧及び視聴を防止すること。
 - イ SNSアプリについて保護者が同意したものに限り、利用できるようにすること
- (7) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年が使用するスマートフォンに係る契約締結等に当たっては、当該青少年の保護者等に対し、秘匿性を有するSNSアプリであって犯罪行為に係る連絡手段として用いられる場合があるもののインストールをペアレンタルコントロールにより制限する方法を説明するとともに、その内容を記載した書面等を交付等しなければならないものとする。
- (8) 県は、この条例の実施について、青少年等からの相談に対応するための体制を整備するとともに、関係者に対し必要な周知及び啓発を行うものとする。
- (9) その他所要の規定の整備を行う。
- (10) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和7年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。
 - ウ 鳥取県住民基本台帳法施行条例について、所要の規定の整備を行う。

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(県の責務) 第3条 略 <u>2 県は、この条例の実施について青少年等からの相談に対応するための体制を整備するとともに、関係者に対し必要な周知及び啓発を行う。</u>	(県の責務) 第3条 略
(定義) 第10条 略 2～5 略 <u>6 この章以下において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。</u>	(定義) 第10条 略 2～5 略
<u>7 この章以下において「SNSアプリ」とは、ソーシャルネットワーキングサービス（登録された利用者同士が交流できるウェブサイト上の会員制サービスをいう。以下「SNS」という。）を利用するためのソフトウェアをいう。</u>	
<u>8 この章以下において「賭博」とは、刑法（明治40年法律第45号）に規定する賭博（インターネットを利用して行われるものも含む。）をいう。</u>	
<u>9 この章以下において「児童ポルノ等」とは、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録を行い、生成AIその他の情報処理に関する技術を利用し、青少年の容貌の画像情報を加工して作成した姿態（当該青少年の容貌を忠実に描写したものであると認識できる姿態に限る。）を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録及びその記録媒体を含む。</u>	
(安全にインターネットを利用できる環境の整備) 第12条の2 保護者は、その監護する青少年がインターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用し、及び適切にインターネットによる情報発信を行う能力（以下「インターネットを適切に活用する能力」という。）を習得するよう努めるとともに、当該青少年の年齢及びインターネットを適切に活用する能力の状況に応じ、 <u>当該青少年の権利を尊</u>	(安全にインターネットを利用できる環境の整備) 第12条の2 保護者は、その監護する青少年がインターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用し、及び適切にインターネットによる情報発信を行う能力（以下「インターネットを適切に活用する能力」という。）を習得するよう努めるとともに、当該青少年の年齢及びインターネットを適切に活用する能力の状況に応じ、ペアレンタルコントロ

重しつつ、ペアレンタルコントロール（青少年のインターネットの利用を管理するためにその保護者が次に掲げる措置をとることをいう。以下同じ。）を適切に行うよう努めなければならない。

（1） 略

（2） 保護者が同意した機能（SNSアプリの機能を含む。）に限り、インターネットを利用できるようにすること。

（3） 青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「インターネット環境整備法」という。）第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアであって規則で定める基準を満たすものをいう。以下同じ。）を利用して、次に掲げる情報（以下「有害情報」という。）の閲覧又は視聴を防止すること。

ア 略

イ 賭博、窃盗、強盗、詐欺、盗品譲受け等その他の犯罪又は刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、又は誘引する情報

ウ いわゆる闇バイトを募集する広告その他の犯罪の実行者を募集する情報

（4） 略

2～7 略

（安全かつ安心してSNSを利用する環境の整備）

第12条の3 保護者、学校関係者及び関係団体は、その監護又は指導する青少年がSNSを利用するに当たり、個人情報の漏えい、いじめ、誹謗中傷、性的な被害等により、当該青少年が心身ともに健やかに成長し、その個人としての尊厳が重んぜられることを妨げられないよう、SNSの適切な利用方法を習得させることその他の必要な教育及び保護に努めなければならない。

（インターネットに接続する機能を有する機器の販売事業者の義務等）

第12条の4 インターネットに接続する機能を有するゲーム機その他の機器の販売を業とする者は、当該機器を購入する者に対し、当該機器においてインターネットの利用が可能なことその他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した書面又は当該事項に係る電磁的記録を交付し、又は提供しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、こ

ー（青少年のインターネットの利用を管理するためにその保護者が次に掲げる措置をとることをいう。）を適切に行うよう努めなければならない。

（1） 略

（2） 保護者が同意した機能に限り、インターネットを利用できるようにすること。

（3） 青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「インターネット環境整備法」という。）第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアであって規則で定める基準を満たすものをいう。以下同じ。）を利用して、次に掲げる情報（以下「有害情報」という。）の閲覧又は視聴を防止すること。

ア 略

イ 犯罪又は刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、又は誘引する情報

（4） 略

2～7 略

（インターネットに接続する機能を有する機器の販売事業者の義務等）

第12条の3 インターネットに接続する機能を有するゲーム機その他の機器の販売を業とする者は、当該機器を購入する者に対し、当該機器においてインターネットの利用が可能なことその他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

<p>の限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）は、青少年が使用する携帯電話端末等（インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。）において携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、当該青少年又はその保護者に対し、<u>秘匿性を有するSNSアプリであって犯罪行為に係る連絡手段として用いられる場合があるもののインストールをペアレンタルコントロールにより制限する方法</u>その他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した書面又は当該事項に係る電磁的記録を交付し、又は提供しなければならない。</p> <p>3 保護者は、その監護する青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービス（インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用すること又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置（インターネット環境整備法第16条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。）を講ずることで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由がある場合に限り、正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面又は当該事項に係る電磁的記録により、インターネット環境整備法第15条ただし書又は第16条ただし書の申出をすることができる。</p> <p>4～9 略</p> <p>(図書類又は玩具刃物類の自動販売機等の設置の届出等)</p> <p><u>第12条の5</u> 略</p> <p>(自動販売機等管理者の設置)</p> <p><u>第12条の6</u> 略</p> <p>(自動販売機による利用カードの販売の届出)</p> <p>第17条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第12条の5 第3項から第7項までの規定は、前2</u></p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）は、青少年が使用する携帯電話端末等（インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。）において携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、当該青少年又はその保護者に対し、<u>インターネット環境整備法第14条各号に掲げる事項</u>その他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。</p> <p>3 保護者は、その監護する青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービス（インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用すること又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置（インターネット環境整備法第16条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。）を講ずることで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由がある場合に限り、正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面又は当該事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）により、インターネット環境整備法第15条ただし書又は第16条ただし書の申出をすることができる。</p> <p>4～9 略</p> <p>(図書類又は玩具刃物類の自動販売機等の設置の届出等)</p> <p><u>第12条の4</u> 略</p> <p>(自動販売機等管理者の設置)</p> <p><u>第12条の5</u> 略</p> <p>(自動販売機による利用カードの販売の届出)</p> <p>第17条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第12条の4 第3項から第7項までの規定は、前2</u></p>
--	---

<p>項の規定による届出をした者について準用する。</p> <p>(児童ポルノ等の提供の求めの禁止)</p> <p>第18条の2 何人も、正当な理由がなく、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならない。</p> <p><u>(児童ポルノ等の作成、製造及び提供の禁止)</u></p> <p><u>第18条の3 何人も、児童ポルノ等の作成又は製造</u> <u>(県内に居住し、又は県内に通学若しくは通勤する青少年の容貌の画像情報を加工して作成した姿態に係る児童ポルノ等について本県の区域外で行われる作成又は製造を含む。) をしてはならない。</u></p> <p><u>2 何人も、S N Sの利用その他の手段により児童ポルノ等の提供</u> <u>(県内に居住し、又は県内に通学若しくは通勤する青少年の容貌の画像情報を加工して作成した姿態に係る児童ポルノ等について本県の区域外で行われる提供を含む。) をしてはならない。</u></p> <p>(場所の提供等の禁止)</p> <p>第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知つて、場所を提供し、<u>若しくはインターネットにより機会を提供し</u>、又はこれらの行為を周旋してはならない。</p> <p>(1) 略 (2) 賭博、暴行、窃盗、強盗、詐欺、盜品譲受け等その他の犯罪又は刑罰法令に触れる行為 (3)～(9) 略</p> <p>第26条 略 2～7 略 8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>(1) <u>第12条の5第1項</u>若しくは第2項又は第17条の3第1項若しくは第2項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をして自動販売機等を設置した者 (2) <u>第12条の5第4項</u> (第17条の3第3項において準用する場合を含む。) の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして自動販売機等を設置した者</p>	<p>項の規定による届出をした者について準用する。</p> <p>(児童ポルノ等の提供の求めの禁止)</p> <p>第18条の2 何人も、正当な理由がなく、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等 <u>(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。)</u> の提供を求めてはならない。</p> <p>(場所の提供等の禁止)</p> <p>第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知つて、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。</p> <p>(1) 略 (2) 賭博<u>又は暴行</u> (3)～(9) 略</p> <p>第26条 略 2～7 略 8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>(1) <u>第12条の4第1項</u>若しくは第2項又は第17条の3第1項若しくは第2項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をして自動販売機等を設置した者 (2) <u>第12条の4第4項</u> (第17条の3第3項において準用する場合を含む。) の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして自動販売機等を設置した者</p>
---	---

(3) 略
9 略

(3) 略
9 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 鳥取県青少年健全育成条例第26条第3項及び同項の違反行為に係る第27条の規定の適用については、改正後の鳥取県青少年健全育成条例第19条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

3 鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p>(18) 鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）による同条例<u>第12条の5第1項</u>若しくは第2項又は同条例第17条の3第1項若しくは第2項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(19) 略</p>	<p>(本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p>(18) 鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）による同条例<u>第12条の4第1項</u>若しくは第2項又は同条例第17条の3第1項若しくは第2項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(19) 略</p>

令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案に関する二次検証委員会の開催状況について

令和7年3月26日
子ども家庭部家庭支援課

令和3年8月に児童養護施設で発生した児童自死事案の二次検証委員会（以下「二次検証委員会」という。）について、第7回、第8回の二次検証委員会を開催しましたのでその概要について報告します。

1 第7回二次検証委員会

(1) 令和7年2月11日（火）午前10時20分から午後4時まで

ア 場 所 当該事案発生施設など

イ 出席者

(ア) 二次検証委員会委員 岩佐嘉彦委員、岩田正明委員、長石純一委員、藤原正範委員、河村祐子委員

(イ) 事務局 子ども家庭部家庭支援課 児童養護・DV室長 西村耕一

(ウ) ヒアリング対象者 当該事案発生施設職員

ウ 議事概要

(ア) 当該事案発生施設職員へのヒアリング

二次検証委員からヒアリング対象者に対して、次のとおりヒアリングを実施した。

- ・当該児童の印象
- ・施設内での当該児童に関する定期的な会議の実施の有無や開催頻度、施設内での検討状況や児童相談所との協議等の状況
- ・一次検証報告書への感想
- ・公表について、当該児童の立場に立ってどうしてほしいと思っているか など

(イ) 当該事案発生施設の施設訪問

施設内の見学、入所児童との交流（昼食と一緒に食べ、近隣公共施設で交流）を実施した。

(2) 令和7年2月12日（水）午前9時から午前10時まで

ア 場 所 未成年後見人勤務先

イ 出席者

(ア) 二次検証委員会委員 岩佐嘉彦委員、藤原正範委員

(イ) 事務局 子ども家庭部家庭支援課 児童養護・DV室長 西村耕一

(ウ) ヒアリング対象者 当該児童の未成年後見人

ウ 議事概要

当該児童の未成年後見人へのヒアリング

二次検証委員からヒアリング対象者に対して、次のとおりヒアリングを実施した。

- ・未成年後見人となった経緯
- ・未成年後見人からみた本事案の課題
- ・児童相談所や施設の動きについてどのように考えているか
- ・未成年後見人制度について、未成年後見人へのサポートなどの面に関しての意見
- ・検証報告の公表に関する意見 など

2 第8回二次検証委員会

(1) 日 時 令和7年2月25日（火）午後6時から午後8時まで

(2) 場 所 県庁議会棟 特別会議室（会場・オンライン併用開催）

(3) 出席者

ア 二次検証委員会委員 岩佐嘉彦委員、岩田正明委員、長石純一委員、藤原正範委員、河村祐子委員

イ 事務局 子ども家庭部長 中西朱実、家庭支援課長 松本夏実、児童養護・DV室長 西村耕一

ウ ヒアリング対象者 当該事案発生施設 元職員

(4) 議事概要

ア 二次検証委員会の検証報告書作成に向けた議論について

- ・未成年後見人へのヒアリング（2月12日実施）内容について、岩佐座長・藤原委員から他委員へ報告。
- ・鳥取県社会福祉審議会及び常任委員会での二次検証委員会への意見について、事務局から二次検証委員に伝達。
- ・検証報告書作成に向けて、今後どのように進めていくかの意見交換を実施した。

イ 当該事案発生施設元職員へのヒアリング

二次検証委員からヒアリング対象者に対して、次のとおりヒアリングを実施した。

- ・当該児童の印象
- ・施設内での当該児童に関する定期的な会議の実施の有無や開催頻度、施設内での検討状況や児童相談所との協議等の状況 など

倉吉児童相談所の運営に関する第三者評価の結果について

令和7年3月26日
家庭支援課

令和6年度に実施した倉吉児童相談所の運営に関する第三者評価（以下「第三者評価」という。）の結果を報告します。

1 概要

児童相談所体制強化の一環として、令和5年度から、児童相談所の運営に関する第三者評価を受審する取組を実施している。（令和5年度は米子児童相談所が受審。令和7年度は中央児童相談所が受審予定。）

※児童福祉法において、児童相談所の運営に関する第三者評価の受審は、努力義務と規定されている。

2 評価機関（一般社団法人日本児童相談業務評価機関（東京都北区、2021年10月設立））

児童相談業務の第三者評価を行うことを目的に設立され、国が作成した児童相談所及び一時保護所に対する第三者評価ガイドラインの作成委員を中心に構成された団体。（全国の児童相談所で年間約30件程度の児童相談所及び一時保護所の第三者評価を実施。）

3 評価方法

日本児童相談業務評価機関が作成した「児童相談所における第三者評価ガイドライン（2024年度版）」を用いて、次の方法で実施した。

令和6年9月から自己評価及びアンケート調査を開始し、12月9日、10日の実地調査を経て、令和7年3月に評価機関から報告書を受理した。

（1）自己評価

57の評価項目について、児童相談所職員が自己評価を行い、所全体の取りまとめ評価を実施した。

	内容	評価項目数
第Ⅰ部	子どもの権利擁護と最善の利益の追求	4項目
第Ⅱ部	児童相談所の組織	7項目
第Ⅲ部	子どもの生命を守るための虐待相談対応と進行管理	18項目
第Ⅳ部	社会的養護で生活することへの支援	14項目
第Ⅴ部	社会的養育の推進	3項目
第Ⅵ部	家族とのかかわり・家族への支援	4項目
第Ⅶ部	市町村や関係機関との連携	7項目
合計		57項目

（2）こどもへのアンケート

児童相談所から措置を受けた小学4年生以上のことどもを対象に、施設入所中（里親委託含む）や在宅指導中のこどもに対してアンケート調査を実施した。

＜主なアンケート内容＞ ※アンケートの質問項目は18項目

- ・施設等で生活することになった際、児童相談所からその理由の説明を受けましたか
- ・児童相談所の担当職員は、半年以内にあなたに会いにきましたか、よく話を聞いてくれますか など

（3）関係機関へのアンケート

児童相談所から措置を受けたこども（全年齢対象）がいる施設や里親、また、管轄市町村を対象にアンケート調査を実施した。

＜主なアンケート内容＞ ※自己評価で行う57項目について、関係機関が評価

- ・子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか
- ・指導や措置を行っているケースの進行管理が適切に行われているか など

（4）実地調査（評価委員が（1）～（3）の評価結果を踏まえ、現地でヒアリング調査）※R6.12.9～10で実施

所長、マネジメント層へのヒアリング、援助方針会議の傍聴、個別事例のヒアリング、新人職員へのヒアリング（1～3年目の児童福祉司、児童心理司等）、新人SV（スーパーバイザー）へのヒアリング（SV経験の短い児童福祉司、児童心理司等）、施設見学、フィードバックを評価委員が実施する。

4 評価結果

評価ランク	S	A	B	C	合計
第Ⅰ部 こどもの権利擁護と最善の利益の追求	0	4	0	0	4
第Ⅱ部 児童相談所の組織	1	4	2	0	7
第Ⅲ部 こどもの生命を守るための虐待相談対応と進行管理	0	17	1	0	18
第Ⅳ部 社会的養護で生活するこどもへの支援	0	13	1	0	14
第Ⅴ部 社会的養育の推進	0	2	1	0	3
第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援	0	4	0	0	4
第Ⅶ部 市町村や関係機関との連携	0	6	1	0	7
合計	1	50	6	0	57
割合 (%)	2%	88%	10%	0%	100%

【評価ランクの考え方】

S：優れた取組が実施されている。他の児童相談所が参考にできるような取組が行われている状態。

A：適切に実施されている。よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態。

B：取組が十分でない。「A」に向けた取組の余地がある状態。

C：重点的に改善が求められる。または実施されていない。

5 総評

(1) 評価の高い点

- ・小規模な児童相談所として職員全員が同じ事務室で業務を行い、援助方針会議にもほぼ全員が参加でき、個々の職員が担当するケースの状況も把握できている。また、負担の大きい職員への配慮が行われるなど、心理的安全性の高い執務環境である。
- ・児童福祉司・児童心理司全員が社会福祉専門職として採用され、他の児童相談所や県立施設等での業務の経験もあり、専門職として質の高い支援が行われている。
- ・保健師、教員が配置され、これら職員が援助方針会議での発言や個別ケースへの助言を行い、多職種連携による多様で専門的な支援が行われている。
- ・課長補佐以外に係長がS Vの役割を担っており、実質的に職員 1名に対して1名のS Vがいるという手厚い児童福祉司への支援が行われている。
- ・「一時保護児童の原籍校への登校」の取組をされていることは先進的な取組として評価できる。

(2) 改善が必要な点

- ・一時保護があった場合の夜間の宿直業務を児相職員全員で担っており、概ね月 2回の宿直がある。宿直明けの 14 時 45 分以降も、勤務する職員が多く長時間労働になっている状況は改善が必要である。
- ・児童心理司 3名のうち 1名は判定保護課長となっている。判定保護課長は、課のマネージメントや一時保護業務も担うため、判定や心理支援業務は 2名の児童心理司が中心に担っている。心理支援が必要と思われる在宅支援ケースに児童心理司が担当としてついていない事例もあったため、判定保護課の人員体制等の検討が必要と思われる。
- ・人口規模が小さい市町では子育て支援サービスや家庭訪問等の支援が十分に提供できていない傾向が見られ、結果、本来市町で対応すべき支援が児相の役割となり、業務量が増大しているように見えるため、管内の児童家庭支援センターの活用を図り、市町支援を実施することを期待する。

6 改善を指摘されたこと等への対応

- ・時間外勤務が多い状況は、県内各児童相談所とも共通の課題であり、業務の効率化等をさらに検討し、時間外縮減を図る。
- ・令和 7 年 4 月から判定保護課に課長補佐級の児童指導員 1名を増員する予定。これにより判定業務と一時保護業務の両方を担う判定保護課長の負担を軽減し、判定保護課長も児童心理司として直接支援に従事できるよう体制強化を図る。
- ・児童家庭支援センターは、子育て支援に関する重要な地域の社会資源であり、令和 7 年度当初予算においても「児童家庭支援センター運営費補助金」の拡充を予定。家庭支援課においても児童家庭支援センターの体制強化を後押しするとともに、中部地区にある児童家庭支援センターと倉吉児童相談所の個別の相談事案に係る連携強化を推進する。

「鳥取県社会福祉職人材育成方針」の改訂について

令和7年3月26日
家庭支援課

本県の社会福祉職に関する人材育成は、平成24年2月に策定した「鳥取県社会福祉職人材育成方針」に基づき、その育成を図っていますが、この度、社会福祉職の育成環境や求められる役割の変化に対応するため、人材育成方針の一部を改訂しましたので、報告します。

1 本県の社会福祉職の配置状況

「社会福祉職」とは、県職員採用時において、技術・専門職の区分で「社会福祉」の採用枠で採用された職員で、現在、約130名が在籍し、主に子ども家庭部や福祉保健部が所管する所属で勤務している。

＜社会福祉職の配置状況（令和6年度）＞

- ・子ども家庭部…児童相談所、女性相談支援センター、喜多原学園、皆成学園、総合療育センター、鳥取療育園、中部療育園、本庁（家庭支援課、子ども発達支援課）
- ・福祉保健部…精神保健福祉センター、本庁（孤独・孤立対策課、障がい福祉課）
- ・総合事務所…県民福祉局（共生社会推進課、地域福祉課）
- ・生活環境部…犯罪被害者総合サポートセンター

2 社会福祉職人材育成方針改訂の背景

- ・社会福祉職が勤務する職場は、児童相談所をはじめとする児童福祉分野を中心となっているため、児童福祉分野以外の社会福祉全般の基礎的知識を習得する機会の提供を確保する必要がある。
- ・例えば、児童相談所現場では、児童虐待をはじめとする困難事案に適切に対応できる相談援助技術等の向上や法的知識の習得、療育現場では、発達障がいがある児童や医療的ケアが必要な児童等に対する支援の充実等、求められる専門的な知識や技術も高度化し、それに対応する職員の資質向上を図る必要がある。
- ・福祉現場で県民の直接支援業務を担う中で把握した様々な課題を解決するため、新たな事業を構築する等、課題解決に向けた政策立案能力の向上を図る必要がある。

3 社会福祉職人材育成方針の主な改訂内容

項目	概要
1 求められる社会福祉職像	<p>求められる社会福祉職像を具体的に明記した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度な専門性を必要とする相談支援業務等や各児童福祉施設における直接支援業務について、困難な個別事例に対し、適切な支援ができる人材 ・市町村や関係機関の福祉施策への支援や企画実施について、他職種と協働して業務を担うことができる人材
2 基本的な育成方法	<p>(1) 能力開発及びキャリアビジョン形成を重視したジョブローテーション（人事異動）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・係長級までに必要な段階的な能力開発及びキャリアビジョン形成に考慮した人事異動を行うことと併せ、社会福祉職の管理職によるキャリア面談や、県機関では経験の機会がない多分野の相談支援業務を経験するための市町村等との人事交流を積極的に行うことを追記した。 <p>(2) 専門性を高め合うスーパービジョンと職場での人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各所属で管理職が中心となり、組織内にスーパービジョン（管理的機能・教育的機能・支持的機能による人材育成プロセス）の体制を定着させ、社会福祉職が育ちあう環境を整えることを明記した。 <p>(3) 研修の充実と資格取得の奨励</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各所属の社会福祉職（係長級以上）で構成する「社会福祉職研修推進員連絡会議」による共通研修等の企画実施や特定の資格保有者を安定的に配置するため、計画的な資格取得等を支援することを追記した。 <p>(4) 人材確保の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学生等の社会福祉士養成のための職場実習の積極的受入れの他、福祉系大学等へのリクルート活動の実施について追記した。
3 人材育成方針の周知及び見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉職管理職は、人材育成方針を社会福祉職に周知し、「社会福祉職人材育成検討会（社会福祉職管理職で構成）」において、人材育成方針の現状や課題等の検討を行い、必要に応じて随時見直すことを追記した。
4 研修体系について	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉職が配置される職場の研修体系の全体的な見直しを行った。

鳥取県社会福祉職人材育成方針

(令和7年3月改訂版)

令和7年3月

子ども家庭部

～はじめに～

本県では、県民への福祉行政・福祉サービスの向上を図るため、その業務を担う職員制度として、社会福祉職による専門職制度を昭和40年代前半から導入し、現在、社会福祉職として約130名の職員が在籍し、主に子ども家庭部や福祉保健部の本庁や地方機関で勤務している。

社会福祉職に関する人材育成方針は、平成24年2月に社会福祉職の係長級職員として求められる職員像を策定し、平成26年3月改訂においては、社会福祉職における階層別・職種別の研修体系等を追加し、社会福祉職の人材育成方針の充実を図ってきた。

一方で、平成20年代前半に促進された町村福祉事務所の設置により、これまで社会福祉職の中心的な業務の1つとされてきた生活保護業務を担う機会が縮小され、社会福祉職に必要とされる共通の基礎的な事項（面接場面における相談援助技術や他法他施策の理解など）について、業務を遂行する中で学べる機会が減少し、社会福祉職が県の組織の中で勤務する職場も児童相談所や児童福祉施設での勤務が中心となるなど、社会福祉職が勤務する職場の環境変化も生じている。加えて、例えば、児童相談所現場では、児童虐待をはじめとする困難事案に適切に対応できる相談援助技術等の質の向上や法的な知識の構築、療育現場においては、発達障がいがある児童や医療的ケアが必要な児童等に対する新たな支援策の充実等、社会福祉職として求められる専門的知識や技術の内容等も高度化されてきた経過もある。

また、社会福祉分野における人材確保は、公立、民間を問わず、既に大きな課題として生じており、これは本県の社会福祉職においても例外ではない。近年、本県の社会福祉職の採用においても、年度によっては募集人員が確保できない時も生じている。就職を希望する者においては、採用された後の自身の人材育成やキャリアアップに関することも応募を検討する際の1つの重要な要素であるとの指摘もある。さらに、働き方の見直しや多様な勤務形態の中で効率的な業務遂行を果たすことも求められており、こういった労働環境の変化にも対応しながら、社会福祉職としての役割を果たしていくことが求められている。

このような背景を踏まえ、この度、約10年間、見直しができていなかった社会福祉職に関する人材育成方針の見直しを行うことにした。この度の見直しにあたっては、社会福祉職の職員に対するアンケート調査を実施し、社会福祉職の管理職職員（課長級職員）9名で4回の議論を重ね、これまでに策定している平成24年2月及び平成26年3月の人材育成方針に記載している内容は継承しつつ、社会福祉職としての資質の向上を図るために組織として必要な取組に關することを中心に追記した。

なお、社会福祉職に関する人材育成方針は、必要に応じて、隨時、見直しを行い、社会福祉職の人材育成方針の充実を引き続き図っていく。

社会福祉職人材育成方針

1 求められる社会福祉職像

社会福祉職であると同時に県職員であることをしっかりと自覚し、公務員として求められる基礎的な知識や技術の習得はもとより、県民から信頼される職員として育成を図ることとする。

＜求められる鳥取県職員像＞ 協働と連携により、地域の発展に貢献する職員

- 公平・公正な職務遂行に使命感・誇り（志）・意欲を持って取り組む職員
- 円滑なコミュニケーションにより組織の内外で連携を図る職員
- 地域・組織の課題やその解決策について自ら進んで考え、行動する職員
- 地域を支える「人財」として成長し続ける職員

（「鳥取県職員の人材育成、能力開発に向けた基本方針」から抜粋）

社会福祉職は、求められる鳥取県職員像を備え、さらに以下の両方を兼ね備えた人材の育成を目指す。

- 高度な専門性を必要とする相談支援・判定支援業務や各児童福祉施設における直接支援業務（個別支援）について、より困難な個別事例への適切な支援ができる人材
- 市町村や関係機関の福祉施策への支援（市町村・団体支援）及び市町村・関係機関と連携した県の福祉施策の企画・実施について、福祉に関する専門的知識・技術と現場での実務経験に基づいて、他職種と協働して業務を担うことができる人材

2 基本的な育成方法

（1）能力開発及びキャリアアビジョン形成を重視したジョブローテーション（人事異動）

入庁初期の育成は、段階的に、基礎づくり期（2年目まで）基礎能力定着期（3～5年目）、能力活用期（6年目～）と位置づけ、担当業務に関する実施責任者として移行する時期（係長級職員）までに複数の職場（概ね3カ所以上）を経験できるよう人事異動を行う。（相談援助機関（児童相談所など）、児童福祉施設（療育機関含む）、本庁といった職場の区分の中で複数の職場を経験する。また、児童相談所に勤務する場合でも、同じ児童相談所で長く勤務するのではなく、別の児童相談所で勤務経験を積むことを意識した人事異動を行う。）

定期的に実施する所属長との期首面談、人事評価後面談等を活用し、職員一人ひとりのキャリアアビジョンを把握し、社会福祉職全体の状況を勘案し、社会福祉職個々の職員の将来の人材育成を念頭に置いた人事異動に反映させる。

能力活用期から担当業務に関する実施責任者として移行する時期（主事級から係長級職員への昇任時期）及び担当業務に関する実施責任者から管理職の代行者に移行する時期（係長級から課長補佐級への昇任時期）には、期首面談とは別に、職員と将来の育成方針に関して話し合うキャリア面談を所属長が実施（社会福祉職の管理職がいない職場は、社会福祉職の管理職で構成する「社会福祉職人材育成検討会（以下、「検討会」という。）」に定める研修責任者（本庁に配置される社会福祉職の管理職）が実施）し、中長期的な視点に立った職員個々の人材育成方針を確認する。特に管理職の代行者（課長補佐級）となることが見込まれる職員は、社会福祉職の将来の幹部職員（管理職）候補として位置付けられるため、幹部職員育成の観点でのキャリア面談の

実施を行い、その後の人事異動先を検討する。

専門性の向上といった観点から、生活保護業務や市町村現場における児童福祉分野等での住民に対する相談支援業務等、県の職場では経験する機会が少ない（又はできない）業務を経験することも、各分野で市町村支援を担う社会福祉職にとっては有益な経験となるため、市町村との人事交流も積極的に行い、専門性の向上を図ることとする。

また、広い視野を身に着け、異なる分野の業務でも一定の成果を出すことができる多様な人材も育成し、社会福祉職全体の底上げを図る観点から、子ども家庭部や福祉保健部以外の他部局や国の省庁や他団体での勤務についても、職員の意欲等を勘案し、積極的に検討を行い、人事異動に反映させる。

（2）専門性を高めあうスーパービジョンと職場での人材育成（OJT）

社会福祉職が配置されている各所属において、管理職を中心に課長補佐級、係長級の職員と共に組織内にスーパービジョン体制を定着させ、社会福祉職として育ちあう環境を整えるとともに、OJTによる知識や技術の定着と実践力の向上を図る。社会福祉職の配置が少人数である所属については、共通の業務がある他の社会福祉職が配置されている職場と連携して実施する。

（3）研修の充実と資格取得の奨励

社会福祉職が配置されている各所属において選定された研修推進員によって構成される「社会福祉職研修推進員連絡会議（以下、「研修推進会議」という。）」において、専門性の向上及び実践力の習得を目的とした研修計画の策定と研修を実施する。

加えて、社会福祉職が配置されている所属は、より高度な専門性の獲得を目指した自己研鑽や組織内での勉強会などの取組みを支え、学びの風土を醸成し、その成果を社会福祉職の自主企画研修や福祉研究発表会にて還元する。

また、社会福祉職の管理職は、各所属の社会福祉職の研修受講履歴を管理し、社会福祉職共通研修等の未受講者には、日ごろのOJTと連動させ、計画的に研修の受講ができるよう職員をサポートし、異動時には研修受講履歴を異動先に確実に引き継ぐこととする。

特定の資格保有者の配置が必要な所属については、計画的に資格取得できる策を講じ、他所属に異動になった場合でも、資格が失効しないよう更新研修を受講することを該当者に促すこととする。また、業務に有用な資格取得支援も積極的に行う。

社会福祉職、保育士等の資格取得状況については、子ども家庭部主管課において一元管理し、人事異動の参考とする。

（4）人材確保の取組

ジョブローテーションを円滑に行うためには、新たな人材の確保が不可欠である。安定的に新たな社会福祉職を確保するための方策として、社会福祉職が配置されている各所属は社会福祉士養成課程の実習生を積極的に受け入れ、そのために必要な実習指導者の資格取得を計画的に実施する。

また、地元の大学はもとより、県外の社会福祉系大学等へのリクルート活動を積極的に実施する。

3 人材育成方針の周知及び見直し

検討会のメンバー（管理職）は、社会福祉職人材育成方針について、年度当初に所属職員に説明、共有すること。管理職に社会福祉職がない所属については、福祉相談センター所長が別途、説明を行う。

また、検討会を年2回程度開催し、人材育成方針の進行管理、現状や課題について議論し、必要に応じて見直しを行うものとする。その際には、各所属の社会福祉職研修推進員が集約した意見等を参考にするものとする。

4 社会福祉職各系統の到達目標と行動目標

別添1のとおり

5 研修体系について

（1）研修体系について

①社会福祉職研修体系は、別添2及び別添3とする。

研修体系は、「社会福祉職共通研修」、「各共通機関別研修」、「各所属別機関研修」に分類する。

②研修の概要

ア　社会福祉職共通研修は、社会福祉職全員が一定の実務経験後は受講が必要な研修とする。

イ　各共通機関別研修は、その機関で一定の実務経験後は受講が必要な研修で、各共通機関に所属する職員（職種は不問）に共通して必要な研修とする。

ウ　各所属機関別研修は、各機関で業務遂行上必要な研修とする。

（2）研修の推進について

各所属の研修推進員（研修推進会議のメンバー）が中心となり、各所属の研修を推進する。

（3）各所属における社会福祉職の業務

別添4のとおり

（4）社会福祉職人材育成に関する意識調査（抜粋）※対象は主事級から課長補佐級

- ・職場によっては、専門職が複数いて、SVを受けやすい環境もあると思うが、そうでない職場でもSVを受けられるような、県全体としての体制があると理想かもしれない。
- ・現在の業務内容や支援の対象が限定的で、他の業務の経験機会もあまりないため、今後の異動先での業務や、今後のキャリアが不安である。
- ・難しいかもしれません、業務に入りながら社会福祉士や精神保健福祉士といった福祉職にかかる資格が取得できるようなサポート体制があれば良いなと思います。
- ・配属先でどのようなことが求められているか具体的に明確になっているとありがたい。
- ・スーパーバイザーも多忙なプレイヤーであるためスーパーバイズが乏しくなりがちであり、体制として不十分であると考えている
- ・今や市町村の方が多分野でケースワークやマネジメント業務を担っている状況。県は市町

村や職能団体から学ぶことが必要になっていると思う。

- ・基本的には、現在の担当業務を適切に行なうことが最優先だと思うが、その上で、県の社会福祉職として求められていること、自身の求めるキャリアを適時振り返って意識することは大切だと思う。研修受講だけでなく、日々の相談対応や業務の中で得られることも大きいので、適材適所と、人材育成のバランスを考慮した人事配置も重要だと思う。
- ・各所属で実習生を積極的に受け入れることをアナウンスして欲しい。業務の片手間ではなく、県として、実習生をしっかりと受け入れて、未来の人材を育していく姿勢を示して欲しい。実習生を受け入れることが、現在所属の人材育成にもつながると思う。

社会福祉職の職位ごとに求められる到達目標と行動目標

相談支援系		
	到達目標	行動目標
初任期 (1年～6年)	1 基本的な相談支援を単独で実施できる	①援助者としての基本的态度をもって相談者と信頼関係を形成することができる ②相談主訴の適切な聞き取りと情報収集を行い、相談者本人のストレングスに着目したニーズアセスメントができる ③相談支援上の課題を整理して相談者へ伝えることができる ④支援方針を相談者に説明し理解をうがことができる ⑤社会制度全般を理解し適切に情報提供できる ⑥相談者とともに支援計画をたてて計画に沿った支援が実施できる ⑦支援の見直しを行い支援方針の評価と新たな支援計画を立てることができる
	2 所属組織の法的根拠や社会的役割を理解し、相談支援業務を遂行できる	①所属組織の法的根拠や社会的役割を理解する ②所属組織の役割や業務の根拠法令を相談者に説明できる ③所属組織の役割や業務の限界を理解し支援できる ④必要に応じて関係機関に確実に繋ぐことができる
	3 関係機関の業務と各種制度・施策の知識を有し、利用調整、利用支援ができる	①福祉制度、自治体の助成制度、他機関の業務等を正しく理解・把握している ②適切な時期に他機関、他制度利用の支援を行い、確実に結びつけることができる
	4 スーパーバイズを受けながら相談支援業務を実施できる	①相談支援の状況について時期を逸することなく、上司や同僚に報告相談を行うことができる ②相談支援の進め方にについて上司や同僚に相談できる ③疑問や課題の解決に関する上司、同僚の助言を十分に理解した上で業務を実行できる
主事級	5 緊急時、苦情対応において、上司の指示に従い適切に対応できる	①相談支援上の緊急事態の想定ができる ②苦情や緊急事態が起った際上司に連絡を行い、指示に従って状況把握、情報収集を行うことができる ③苦情や緊急事態が起った際上司の指示に従って適切に対応できる
	6 的確なケース記録の作成と資料が作成できる	①相談支援の経過を的確に記録し、アセスメントや支援計画の作成、見直しに結びつけることができる ②上司、同僚、関係機関に経過、方針等をわかりやすく伝える資料が作成できる
	1 関係者や関係機関とのネットワーク作りができる	①関係機関、関係者と相談者の状況について共通理解を図ることができる ②所属組織の役割を関係機関へ説明でき、関係機関の業務内容を理解し、支援協力を求めることができる ③主体的にケア会議等を開催するなど、関係機関、関係者とケース支援方針を協議し関係機関との役割分担ができる
	2 初任期にある職員の身近な相談者としてアドバイスできる	①初任期にある職員の様子や相談支援の進め方に気配りし声をかけることができる ②初任期にある職員の相談を聞き課題を整理して自分の考え方を伝えることができる ③初任期にある職員の相談を聞き解決できないことを上司に伝えることができる ④上司とともに相談支援の課題を考え、助言できる
中堅期 (7年～15年)	3 相談支援における所属組織の課題を把握できる	①所属組織の業務内容を理解し、組織内職員と協働による支援を考えることができる ②所属組織の業務の課題をみつけ改善する方法や事業を考えることができる
	4 地域の関係機関や支援施策(社会資源)の状況を理解し利用にあたっての課題把握ができる	①他機関、他制度利用の支援を行なう中で、地域に不足している社会資源や課題のある施策に気づく ②利用にあたって課題のある制度の改善について関係機関に働きかけができる
	1 関係者や関係機関のマネジメントができる	①所属組織や関係機関の役割を理解した上で、支援における、役割分担を整理することができる
	2 部下職員に対して適切なスーパーバイズができる	①部下職員の説明、考えをまず確認し、今後の方向性をたてることができる ②部下職員の業務の今後の見通しを立てながら、具体的な助言・指導を行うことができる
係長級	3 支援チームの中心となって困難事例に対応することができる	①困難事例について支援に必要なチームを構成し、責任を持って支援にあたることができる
	4 緊急時、苦情対応において、主体的に役割を果たすことができる。	①緊急時や苦情対応の際、部下の具体的な動き方について、わかりやすく指示することができる ②苦情に対して適切な情報収集を行い、苦情主にわかりやすく説明できる
	5 地域の関係機関、支援施策(社会資源)の開発や改善に取り組むことができる	①地域に不足している社会資源の開発や課題のある施策の改善のための具体的な取り組みが企画できる
	1 個別案件の処理における優先順位をつけ、業務の進行管理を行うことができる	①部下が抱えている業務を把握し、優先順位をつけながら、部下に助言・指導ができる ②部下の業務処理が組織的に決定されるように配慮できる
課長補佐級	2 業務の進捗状況を把握し、適時部下にスーパーバイズを行うことができる	①業務の優順位を把握しながら、適切な助言・指導をすることができる
	3 部下の能力を的確に評価し、人材育成について計画を作成することができる	①部下の能力を高められるよう業務を割り当てることができる ②職場全体を考え、組織力のアップにつながるよう、職員の適性と育成計画に沿った業務分担ができる ③職場の人材育成のための環境整備ができる
	4 苦情処理体制、危機管理体制を整備することができる	①情報把握を的確に行ない、部下に適切に指示ができる ②関係機関と情報共有することを念頭におき、問題解決に取り組むことができる ③組織として苦情対応に責任をもってあたることができる ④苦情を具体的な組織体制の改善に結び付けることができる
	5 地域課題の解決に向けて構想をもって部下に指示ができる	①地域の社会資源の課題を把握し課題解決の方向性を部下に示唆できる ②社会資源の開発や改善のための具体的な取り組みを分析し、取り組みの展開を部下に指示ができる

社会福祉職の職位ごとに求められる到達目標と行動目標

心 理 系		
	到達目標	行動目標
主事級 (初任期) 1年	1 基本的な心理検査・心理セラピーを単独で実施できる	①必要最低限な心理検査として知能検査、発達検査、人格検査を実施できる。 ②基本的な心理セラピーとして2つ以上の技法を実施できる。
	2 基本的な相談を受け、記録することができる	①心理面接技法を用いて相談を受けることができる。 ②相談面接内容を正確に記録することができる。
	3 個別・集団での心理療法がスーパーバイズを受けながら実施できる	①所属が行う個別・集団の心理療法を理解し参加できる。 ②実施した個別・集団の心理療法を記録し、経緯と指導を受けるポイントを整理して、スーパーバイザーに説明できる。
	4 担当する業務の法的根拠を理解できる	①障害手帳及び付随する制度の法的根拠と業務の流れを理解している。 ②正確に、判定事務を処理することができる。 ③法的根拠に基づき、相談者へ説明することができ、承諾を得ることができる。
主事級 (中堅期) 2年～3年	1 スーパーバイズを受けながら相談面接、心理検査・心理セラピーが単独で実施できる	①担当する相談面接、心理検査・心理セラピーに関して上司や同僚に報告・相談ができる。 ②スーパーバイズを受けながら複数の技法を用いて、心理検査・心理セラピーを実施できる。 ③スーパーバイズを受けたポイントを整理し、次回の相談面接、心理検査・心理セラピーに役立てることができる。
	2 心理臨床の近接領域(*)に関する基礎知識を理解できる	①担当する業務に関する心理臨床の近接領域(※)について理解し、説明することができる。
	3 担当する業務を協力して実施できる	①関係機関の機能を把握し、理解している。 ②関係職種の役割を理解し、各種事業の主査・副査として協力して実施することができる。
	4 緊急時において、上司の指示に従い、適切に対応できる	①緊急時、的確に状況報告ができ、上司の指示を受けて、緊急時の対応を行うことができる。 ②緊急時の基本的な対応について理解して、緊急対応し、聴取したことや対応を正確に説明することができる。
係長級 4年以降	1 心理アセスメント(相談面接、検査、心理セラピー)の結果を解釈分析できる	①相談事例の主訴や特性に応じて、実施する心理検査の組み合わせを考え決定することができる。 ②実施した心理アセスメントの解釈分析することができる。
	2 自ら支援方針を作成し提案することができる	①解釈分析結果をもとに心理職の立場で支援方針を作成することができる。 ②作成した支援方針の提案することができる。
	3 困難事例をスーパーバイズを受けながら対応できる	①課題や困難事象を分析でき、上司に報告することができる。 ②上司の指示や助言が理解でき、方針に沿って対応することができる。 ③面接の経過を読み解き、問題意識を持ち、改善点を提案することができる。
	4 担当業務を主体的に企画実施できる	①担当業務に問題意識を持ち課題を分析することができる。 ②課題に沿って各種事業の主査として企画し、実施することができる。
	5 初任期職員に対してスーパーバイズ出来る	①初任期にある職員の様子や相談支援の進め方に気配りし声をかけることができる。 ②初任期にある職員の相談を聞き課題を整理して自分の考えを伝えることができる。 ③初任期にある職員の相談を聞き解決できないことを上司に伝えることができる。 ④上司とともに相談支援の課題を考え、助言することができる。
課長補佐級	1 心理アセスメント等をもとに、関係者や関係機関にコンサルテーションすることができる	①心理アセスメント(心理面接や心理検査)の結果から事例を見立て、考えられる手立てを、関係者や関係機関へ説明することができる。 ②関係機関、関係者の機能役割を把握し、当事者、関係者に今後の支援を提案し、各関係機関の支援の役割を説明し、質問に応じることができる。 ③担当する業務に関する福祉制度を理解し、適用について助言することができる。
	2 心理アセスメントに関する知識及び分析能力を有し、部下にスーパーバイズができる	①心理アセスメントに関する知識及び分析能力を有する。 ②中堅職員以下に今後の心理的支援の見通を助言し、スーパーバイズできる。
	3 支援チームの中心となって困難事例に対応することができる	①困難事例について支援に必要なチームを構成し、支援方針をまとめることができる。 ②緊急時や苦情対応の際、部下の具体的な動き方について、わかりやすく指示することができる。
	4 係業務の調整ができる	①部下職員が行う業務の進捗状況を把握し、進捗を協力し、業務を進めるよう調整することができる。 ②心理検査や心理面接の経過を理解し、業務を調整することができる。
課長補佐級	1 専門性の高い内容を関係機関や保護者にわかりやすく説明することができる	①平易な分かりやすい表現で説明することができる。
	2 心理療法に関する知識技能及び分析能力を有し、部下に的確にスーパーバイズを行うことができる	①部下の知識技能の特性を把握している。 ②心理検査、心理セラピーの実施に関して部下にスーパーバイズできる。 ③心理面接、心理検査などの心理的援助の動向に精通し、心理臨床、心理臨床の近接領域の知見を部下へ伝え、指導することができる。
	3 部下の能力を的確に評価し、人材育成について計画を作成することができる	①部下の能力を高められるよう業務を割り当てることができる。 ②職場全体を考え組織力のアップにつながるよう、職員の適性と育成計画に沿って業務を分担することができる。 ③職場の人材育成のために、環境を整備することができる。

社会福祉職の職位ごとに求められる到達目標と行動目標

児童指導員系		
	到達目標	行動目標
主事級 初任期 （1年～6年）	1 施設職員としての基本姿勢を理解し、使命感を持って仕事ができる	①知識や技術の習得や更新を行い、資質向上に努める ②児童の権利擁護について理解している ③児童の安全安心を保障する ④施設の運営理念・基本方針を理解し、遂行する
	2 基本的な児童の生活支援・療育支援を支援チームの一員として実施できる	①児童や保護者、関係者や同僚と適切な人間関係が築ける ②個々の特性を理解し、個別及び集団での支援ができる ③他職種・他機関の基本的役割を理解でき、連携して実施できる ④適時的確に状況報告、相談ができる ⑤自己の役割を理解し説明できる
	3 児童の発達に関する基礎的知識を有し、支援に活用できる	①児童の発達について、理解する ②発達障がい、知的障がい、肢体不自由等、障がいについての基礎的な知識を有する ③児童の心理・発達検査の内容について、理解できる
	4 児童の行動観察等を的確に行い、個別支援計画を作成することができる	①児童の状況のアセスメントができる ②児童や保護者のニーズを聞き取れる ③アセスメントをもとに支援計画を作成し、児童、保護者に説明できる ④計画に沿って、支援が提供できる
	5 基本的な相談援助業務を単独で実施できる	①根拠となる法令や福祉制度を理解している ②地域の社会資源を把握している
	6 緊急時において、上司の指示に従い、適切に対応できる	①緊急時、的確に状況報告ができ、上司の指示をあおげる ②緊急時の基本的な対応について理解している
中堅期 （7年～15年）	1 児童の生活支援・療育支援をチームの一員として中心的に実施できる	①関係者や関係機関とのネットワーク作りができる ②初任期にある職員の身近な相談者としてアドバイスできる
	2 個別支援計画に基づいて、的確に評価しながら実践できる	①より専門的な知識・技術を習得する ②保護者や関係機関に評価や支援の内容をわかりやすく説明できる
	3 施設の地域における役割を意識して相談援助業務を行うことができる	①関係者や関係機関と連携しながら、児童の生活環境の調整を図ることができる
	4 施設運営に必要な資格を取得する	①児童発達支援管理責任者取得のための講習を受講する ②相談支援専門員取得のための講習を受講する ③保育所等訪問支援専門員取得のための講習を受講する
	5 困難事例をスーパーバイズを受けながら対応できる	①課題や困難事象を分析でき、上司に報告ができる ②上司の指示や助言が理解でき、方針に沿って対応ができる ③問題意識を持ち、改善点が提案できる
係長級	1 児童の生活支援・療育支援を支援チームのリーダーとなって実施できる	①チーム間の各職種の専門性を活かしながら、支援方針をまとめることができる
	2 関係者や関係機関へのマネジメントやコンサルテーションができる	①施設の理念・役割等がわかりやすく説明できる ②地域の支援体制の整備に向けた連携・調整ができる
	3 部下職員に対して適切なスーパーバイズができる	①部下職員の業務の進捗状況を把握し、状況に応じて専門的助言・指導ができる ②職場の人材育成の取り組みができる
課長補佐級	1 組織内の状況を把握し、対外的な窓口として適切に対応できる	①所属施設の役割、理念に基づいた実践方法を部下に伝えるとともに、地域に発信できる ②利用者のニーズ、地域の福祉ニーズ等を把握し、組織として対応すべき事項を検討できる ③事業計画等を立案し、地域に開かれた施設となるよう施設の運営方針が立てられる
	2 業務の進捗状況を把握し、適時部下にスーパー バイズを行うことができる	①業務遂行状況が把握できる ②必要な議論ができる職場環境をつくり、適時、適切な指導助言ができる ③業務の効率化や改善の視点を持ち、業務内容の見直し、改善に向けた取組を指示できる
	3 部下の能力を的確に評価し、人材育成について計画を作成することができる	①職員及び組織の評価ができる ②人材育成について計画し、職員の資質向上を目的とした研修計画が提案できる
	4 危機管理ができる	①リスクマネージメントについて理解している ②緊急時の判断や対応について適時的確に施設長に相談し、部下職員に指示できる ③課題に対して、適切な対応方針を職員に周知できる

社会福祉職の職位ごとに求められる到達目標と行動目標

本 庁		
	到達目標	行動目標
施 策 立 案 ・ 予 算 要 求	1 予算要求のしくみを理解し、予算要求が的確にできる 2 地方機関での経験や知識を活かして政策立案にあたることができる 3 専門性の高い内容を上司、関係者にわかりやすく説明することができる	(主事級) ①担当業務に要する経費を的確に積算することができる ②予算要求内容について、地方機関、関係団体と調整を図ることができる ③予算要求内容について、財政課に的確に説明することができる (係長級) ①新規の政策的な予算要求に関して、地方機関、関係団体との調整を図ることができる ②担当業務の責任者として、予算要求内容を所属長、部局長に説明することができる ③国の関係省庁への問い合わせ、調整を図ることができる (課長補佐級) ①予算要求内容を理解し、対外的に説明することができる (共通) 地方機関とのパイプ役として、現場の実態、意見を取り入れ事業を提案することができる
	4 会計事務処理が適切にできる	(主事級) ①収入、支出等の事務処理を理解し、支出負担行為等の事務を正確に処理することができる ②負担金・補助金について理解し、交付決定等の事務を正確に処理することができる (係長級) ①上記(主事級)①②の事務が正確に行われているかチェックし、修正等を指示することができる ②担当業務について、処理が遅れているもの、漏れているものがないか進捗管理を行うこと (課長補佐級) ①所属全体の業務を把握し、処理が遅れているもの、漏れているものがないか進捗管理を行うこと
議 会 対 応	5 議会対応が的確かつ速やかにできる	(主事級) ①議会質問に対して、上司の指示に従い資料を作成することができる (係長級) ①議会質問に対して、上司の方針に従い答弁案を作成することができる (課長補佐級) ①議会質問に関して、議員からその主旨等を的確に聴き取ることができる
苦 情 ン ト ・ ア 対 ク シ ン	6 地方機関で発生する福祉施策、制度に係る苦情、クレームに適切に対応できる	(共通) ①苦情について、相手の主訴を正確に聴き取り、丁寧に対応することができる ②クレームに対する電話や面談対応を組織の方針に従って行うことができる

研修体系イメージ図

機関名	相談支援系職員	心理系職員	児童指導員系職員
女性相談支援センター	有	有	無
精神保健福祉センター	有	有	無
身体障がい者更生相談所	有	有	無
知的障がい者更生相談所	有	有	無
『エール』発達障がい者支援センター	有	無	有
喜多原学園	有	無	有
皆成学園	有	無	有
鳥取・中部療育園	有	無	有
総合療育センター	有	有	有
福祉事務所	有	無	無
児童相談所	有	有	有
社会福祉職共通研修			

各所属機関の研修計画に従つて実施

社会福祉職修体系図

令和7年3月変更

	対象者	区分	採用5年目未満	採用5年目以上	係長級以上
			《実施研修》 ①新規採用職員振り返り研修・福祉研究発表会にて報告 ②スーパーバイズ研修(1日間) -4年に1回 内容:スーパーバイズの基本的知識の習得 ③面接技法研修(1日間) -2年に1回 内容:面接的基礎的知識・初期被害確認面接(リフカー、演習を含む)	《実施研修》 ①事例検討会の実施方法(1日間) -3年に1回 内容:事例検討会アシスター養成(演習を含む) ②面接技法研修(1日間) -3年に1回 内容:演習を中心の研修、事実確認面接	
社会福祉職 共通研修 (集合研修)	全社会福祉職	必須 推奨	《全員対象》 ①記録の書き方研修(1日間) -3年に1回 ②権利擁護についての研修(1日間) -3年に1回 ③社会福祉の動向等に関する研修(1日間) -3年に1回	《実施研修》 ①児童相談所初任職員研修(2日間) -2年に1回 ②児童福祉司初任用後研修(8項目、30時間) -毎年 ③児童の発達について(1日) -毎年 ④部門別業務研修 -毎年 各部門年3回程度実施 ⑤各県相談所持より議題及び事例検討による研修(2日間) ⑥西日本こども研修センターあかし等講師陣による研修(2日間) ⑦被指置児童等虐待対応研修 -毎年 ⑧被指置児童等虐待対応対応研修 -毎年 ⑨業務研究会 -毎年 ⑩臨検・立入調査に関する研修 -毎年 ⑪自死予防に関する研修 -毎年 ⑫児童相談所・一時保護専用施設指導者研修(3日間) -西日本こども研修センターあかし等 ⑬精神保健福祉センターオンライン研修 -毎年 ⑭児童相談所に開催する研修 -毎年 ⑮児童相談所 -時保護施設マネージャー研修(3日間) -西日本こども研修センターあかし等 ※⑯と⑰はいずれかを2年に1回受講 ※⑰は児童福祉司スープーバイザー任用前研修(西日本こども研修センターあかし等)	《実施研修》 ①児童相談所所長級職員研修(2日間) -2年に1回 ②被害者実践面接(司法面接) -2年に1組 ③部門別業務研修 -毎年 ④西日本こども研修センターあかし等講師陣による研修(2日間) ⑤被指置児童等虐待対応研修 -毎年 ⑥臨検・立入調査に関する研修 -毎年 ⑦被指置児童等虐待対応対応研修 -毎年 ⑧被指置児童等虐待対応専用施設指導者研修(3日間) -西日本こども研修センターあかし等 ⑨自死予防に関する研修 -毎年 ⑩武藏野学院附属人材育成センター -2年に1回受講 ※⑪と⑫はいずれかを2年に1回受講 ※⑬は児童福祉司スープーバイザー任用前研修(西日本こども研修センターあかし等)
各共通 機関別研修 (集合研修)	児童相談所 (一時保護施設 含む) (3カ所)	必須 推奨	《実施研修》 ①被害者実践面接(司法面接) -2年に1回 ②親子再統合支援センターオンライン研修 -毎年 ③精神保健福祉センターオンライン研修 -毎年 ④こどもの権利擁護研修(児童協力・児童養護) -毎年 ⑤児童相談所 -時保護施設実務者研修(3日間) -西日本こども研修センター	《参加研修》 ①生活保護基会スワーカ研修(1日間) -毎年 ②生活保護事業務連絡会(各圏域) -毎月 ③生活保護新任看護指導員全国研修会(3日間) -毎年	《参加研修》 ①生活保護基会スワーカ研修(1日間) -毎年 ②生活保護事業務連絡会(各圏域) -毎月 ③生活保護担当ワースワーカー全国研修会(3日間) -毎年 ④生活保護自立支援研修担当育成研修(3日間) 国立保健医療大学 -毎年
中部・西部総合 事務所(生活保護・ 生活困窮担当職員)		必須 推奨			

総合療育センター	医療型障害児入所施設	必須	・児童の差達及び障がいについて(1～2日間)一毎年 ・心身障害児総合医療教育センター重慶症児(者)医療・療育(基礎) ・障害福祉サービス事業者研修(厚生事業団)	※責任3年目以上 ・脳性麻痺児療育関係職員講習会(心身障害児総合医療教育センター) ・児童差達支援管理責任者研修	・戸山サンライズ「個別支援計画」作成および運用に関する研修会
			・児入協合同研修会	・児入協訪問研修	・戸山サンライズ「個別支援計画」作成および運用に関する研修会
医療型児童発達支援センター	その他(生活介護・連携室・リハビリ・心理)	必須 推奨	・児童の差達及び障がいについて(1～2日間)一毎年 ・幼児通園療育職員研修会(心身障害児総合医療教育センター・5日間)	・児童差達支援管理責任者研修 ・全国児童発達支援協議会研修	・戸山サンライズ「個別支援計画」作成および運用に関する研修会
			・児童の差達及び障がいについて(1～2日間)一毎年 ・全国重症心身障害者日中活動支援協議会(演題発表含む・生活介護)	※責任3年目以上 ・サービス管理責任者研修(生活介護) ・相談支援専門員資格取得研修(連携室) ・全国コーディネーター研修(連携室) ・ペアレントレーニング講習会(心理・心身障害児総合医療教育センター)	・戸山サンライズ「個別支援計画」作成および運用に関する研修会
各共通機関別研修(集合研修)	医療型児童発達支援	必須 推奨	・児童の差達及び障がいについて(1～2日間)一毎年 ・全国重症心身障害者日中活動支援協議会(演題発表含む・生活介護)	・アメニティフォーラム(滋賀県)	・アメニティフォーラム(滋賀県)
			・福祉専門職相互研修(所内・毎月) ・施設内虐待防止研修	・福祉専門職相互研修(所内・毎月) ・施設内虐待防止研修	・福祉専門職相互研修(所内・毎月) ・施設内虐待防止研修
鳥取療育園／中部療育園	児童発達支援事業	必須 推奨	・地域支援セミナー(西部自立支援協議会) ・重症心身障害療育学会(演題発表) ・全国肢体不自由児療育研究大会(演題発表)	・あいサポートフォーラム ・地域支援セミナー(西部自立支援協議会) ・重症心身障害療育学会(演題発表)	・あいサポートフォーラム ・地域支援セミナー(西部自立支援協議会)
			・施設内虐待防止研修	・施設内虐待防止研修	・地域支援セミナー(西部自立支援協議会)
		推奨	《実施研修》 ①療育機関初任職員研修(1日間)一毎年 内容:各事門職の役割と療育機関での業務等 (療育機関は多職種によるチーム療育を原則とするため) 児童の差達及び障がいについて ②児童福祉法及び関連する法令(1日間)一毎年 《参加研修》 ①児童差達支援管理責任者研修(3日間)一県内 ②相談支援従事者研修(3日間)一県内	《実施研修》 ①療育機関中級職員研修(1日間)一年2回 内容:事例検討会のスープーパーバイザーとして 《参加研修》 ①児童差達支援管理責任者研修(3日間)一県内 ②相談支援従事者研修(3日間)一県内	《実施研修》 ①療育機関指導職員・管理職研修(1日間)一年2回 内容:事例検討会のスープーパーバイザーとして 《参加研修》 ①サービス管理責任者養成研修(5日間)一県立障害者リハビリテーションセンターテーマ
			《実施研修》 ①療育機関初任職員研修(1日間)一毎年 内容:各事門職の役割と療育機関での業務等 (療育機関は多職種によるチーム療育を原則とするため) 児童の差達及び障がいについて ②児童福祉法及び関連する法令(1日間)一毎年 《参加研修》 ①児童差達支援管理責任者研修(3日間)一県内 ②相談支援従事者研修(3日間)一県内	《実施研修》 ①療育機関中級職員研修(1日間)一年2回 内容:事例検討会のスープーパーバイザーとして 《参加研修》 ①児童差達支援管理責任者研修(3日間)一県内 ②相談支援従事者研修(3日間)一県内	《実施研修》 ①療育機関指導職員・管理職研修(1日間)一年2回 内容:事例検討会のスープーパーバイザーとして 《参加研修》 ①サービス管理責任者養成研修(5日間)一県立障害者リハビリテーションセンターテーマ

		<p>＜実施研修＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任職員研修(施設運営の基本方針、サービス提供の 기본理念等) ・虐待防止研修・人権研修(委員会主催) ・入所児童の安全・安心のための研修(委員会主催:救命救急、感染対策、てんかん等) ・障害児支援に関する基礎研修(委員会主催) ・接遇・マナー研修 	<p>＜実施研修(施設運営の基本方針、サービス提供の基本理念等)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止研修・人権研修(委員会主催) ・児童発達支援管理責任者の資格取得に係る研修(実践・更新) ・接遇・マナー研修
福祉型障害児入所施設	必須	<p>＜実施及び参加研修＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児特性の理解に関する研修 ・療育技術、家族支援に関する研修 ・子どもの権利についての研修 ・危機管理研修(個人情報保護、BCP等) ・苦情対応研修 <p>＜参加研修＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー制度に関する研修 ・アレルギトレーニングに関する研修 	<p>＜実施及び参加研修＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児特性の理解に関する研修 ・療育技術、家族支援に関する研修 ・子どもの権利についての研修 ・危機管理研修(個人情報保護、BCP、リスクマネジメント等) ・苦情対応研修 <p>＜参加研修＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援管理責任者の資格取得に係る研修(フォローアップ) ・アレルギー養成 ・開運法制度に関する研修 ・ペアレントトレーニングに関する研修
皆成学園	推奨	<p>＜実施及び参加研修＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児特性の理解に関する研修 ・療育技術、家族支援に関する研修 ・子どもの権利についての研修 ・危機管理研修(個人情報保護、BCP等) ・苦情対応研修 <p>＜参加研修＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー制度に関する研修 ・アレルギトレーニングに関する研修 	<p>＜実施研修(施設運営の基本方針、サービス提供の基本理念等)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任職員研修(施設運営の基本方針、サービス提供の基本理念等) ・虐待防止研修・人権研修(委員会主催) ・入所児童の安全・安心のための研修(委員会主催:救命救急、感染対策、てんかん等) ・障害児支援に関する基礎研修(委員会主催) ・接遇・マナー研修 <p>＜参加研修(マナー研修)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援管理責任者の資格取得に係る研修(実践・更新)
各共通機関別研修(集合研修)	必須	<p>＜実施研修(施設運営の基本方針、サービス提供の基本理念等)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任職員研修(施設運営の基本方針、サービス提供の基本理念等) ・虐待防止研修・人権研修(委員会主催) ・入所児童の安全・安心のための研修(委員会主催:救命救急、感染対策、てんかん等) ・障害児支援に関する基礎研修(委員会主催) ・接遇・マナー研修 	<p>＜実施研修(施設運営の基本方針、サービス提供の基本理念等)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任職員研修(施設運営の基本方針、サービス提供の基本理念等) ・虐待防止研修・人権研修(委員会主催) ・入所児童の安全・安心のための研修(委員会主催:救命救急、感染対策、てんかん等) ・障害児支援に関する基礎研修(委員会主催) ・接遇・マナー研修 <p>＜参加研修(マナー研修)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援管理責任者の資格取得に係る研修(実践・更新)
児童発達支援事業	推奨	<p>＜実施及び参加研修＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児特性の理解に関する研修 ・療育技術、家族支援に関する研修 ・子どもの権利についての研修 ・危機管理研修(個人情報保護、BCP等) ・苦情対応研修 <p>＜参加研修＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開運法制度に関する研修 ・アレルギー制度に関する研修 	<p>＜実施及び参加研修(マナー研修)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児特性の理解に関する研修 ・療育技術、家族支援に関する研修 ・子どもの権利についての研修 ・危機管理研修(個人情報保護、BCP、リスクマネジメント等) ・苦情対応研修 <p>＜参加研修(マナー研修)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援管理責任者の資格取得に係る研修(フォローアップ) ・アレルギー養成 ・開運法制度に関する研修 ・ペアレントトレーニングに関する研修

<p>工 必 須</p> <p>発達障がい 者支援セン ター</p> <p>各共通 機関別研修 (集合研修)</p>	<p>＜実施研修＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任職員研修(施設運営の基本方針、セービス提供の 기본理念等) ・虐待防止研修・人権研修(委員会主催) ・入所児童の安全・安心のための研修(委員会主催:救命救急、感染対策、てんかん等) ・障害児支擇に関する基礎研修(委員会主催) ・接遇・マナー研修 ・精神保健福祉センター研修会 	<p>＜実施研修＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任職員研修(施設運営の基本方針、セービス提供の 기본理念等) ・虐待防止研修・人権研修(委員会主催) ・入所児童の安全・安心のための研修(委員会主催:救命救急、感染対策、てんかん等) ・障害児支擇に関する基礎研修(委員会主催) ・接遇・マナー研修 ・精神保健福祉センター研修会 <p>＜実施及び参加研修＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児特性の理解に関する研修 ・療育技術、家族支援に関する研修 ・子どもの権利についての研修 ・危機管理研修(個人情報保護、BCP等) ・苦情対応研修 <p>＜参加研修＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開運法制度に関する研修 ・全国連絡協議会総会及び実務者研修会 ・全国連絡協議会中国・四国ブロック研修会 ・国立障害者リハビリテーションセンター主催:発達障害者支援センター職員研修 ・発達協会主催:就業支援基礎研修／就業支援実践研修 ・障害者職業センター主催:就業支援基礎研修／就業支援実践研修 ・自閉症ネオカンファレンス
<p>喜 多 原 学 園</p>	<p>必須</p>	<p>《実施研修》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①児童自立支援施設職員研修会(3日間) ②被措置児童等虐待防止研修 ③こどもの権利擁護に関する研修 ④(参加研修) <p>①わかつけ学校実習研修(3日間)</p> <p>②成徳学校実習研修(3日間)</p> <p>③米子兒童相談所管内の児童に係る新任職員基礎研修(2日間)</p>
<p>喜 多 原 学 園</p>	<p>推奨</p>	<p>《参考研修》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①全国児童自立支援施設設施長会議 ②中国・四国地区児童自立支援施設職員研修(2日間) ③被措置児童等虐待防止研修 ④こどもの権利擁護に関する研修 <p>【新任施設長の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新任施設長研修(3日間・年2回) ②児童自立支援施設設施長初任者研修(3日間・年2回) <p>①福祉教育合同研修会(年1回)</p> <p>②児童福祉入所施設協議会研修会(年2回)</p> <p>③自主企画研修(随時)</p> <p>④国立武藏野学院新任職員研修</p> <p>⑤自主企画研修(随時)</p> <p>⑥国立武藏野学院中堅職員研修</p>

	《実施研修》 ①担当者向け精神保健オンライン研修会(13講座) ②鳥取県公衆衛生学会	《参加研修》 ①全国精神保健福祉センター研究協議会 ②鳥取県公衆衛生学会 ③ひきこもりを考えるフォーラム(孤独・孤立対策課・どつとりひきこもり生活支援センター)
必須	精神保健 福祉センター 推奨	《実施研修》 ①ひきこもりサポート養成研修(孤独・孤立対策課・どつとりひきこもり生活支援センター) ②発達障がい者相談支援員等研修会(子ども、発達支援課) ③高次脳機能障がい支援研修(障がい・福祉課・高次脳機能障がい者支援拠点機関) ④アルコール依存症支援専門医等研修(4日間) ⑤アルコール健康・薬物・ギャンブル依存症支援拠点機関 ⑥「ここの健康づくり対策事業」思春期精神保健研修ひきこもり対策 ⑦ひきこもり相談支援実践研修会(全国精神保健福祉センター長研修)(2日間) ⑧困難を有する子ども、若者の相談・支援に関する研修(5日間)こども家庭 ⑨「ここの健康づくり対策事業」思春期精神保健研修ひきこもり対策 ⑩「ここの健康づくり対策事業」思春期精神保健研修会(全国精神保健福祉センター長研修)(1日間)
	各共通 機関別研修 (集合研修)	《実施研修》 ①3種別在職員研修会(1日間)一年 内容:各職務と役割(半日) ②整備手帳・判定業務・交付事務連絡会(半日)一年～2回 内容:各職務と役割(半日) ③知的障害者虐待対応研修(3日間)東京都身障センター ④全国知的障害者更生相談所初任者研修(3日間)一県外 必須
	知的障がい者 更生相談所 (3カ所)	《実施研修》 ①中国・四国地区知的障害者更生相談所長協議会及び職員研修 協議会(半日)一年 ②身体障がい者更生相談所長協議会(半日)一年 内容:各職務と役割(半日) ③地域リハビリーション関係職員研修会(1日間) ④身体障がい者虐待防止等研修(1日間) ⑤福祉機器専門職員研修(3日間)国立ハセセンター 必須
	身体障がい者 更生相談所 (3カ所)	《実施研修》 ①身体障がい者更生相談所業務研修(1日間)一年 内容:各職務と役割(半日) ②身体障害者更生相談所業務研修(1年) 内容:各職務と役割(半日) ③地域リハビリーション関係職員研修会(1日間) ④身体障がい者虐待防止等研修(1日間) ⑤福祉機器専門職員研修(3日間)国立ハセセンター 必須

必須	女性相談センター 支援者暴力相談 (配偶者暴力相談 (以下、「DVセンター」という)) (3カ所)	《実施研修》 ①女性相談DV予防啓発支援員研修(1～2日間)－毎年 ②鳥取県DVI予防啓発支援員研修(1日間) ③鳥取県DVI予防啓発支援員研修(年4回) ④DV被害者等支援強化事業に基づくケース会(年6回) ⑤DV被害者等支援強化事業に基づくケース検討会(年6回) ⑥第1回配偶者からの暴力被害者支援職員研修(基礎研修:1日間)	《実施研修》 ①鳥取県DVI予防啓発支援員フォローアップ研修(1日間) ②DVセンター業務研究会(年4回) ③DV被害者等支援強化事業に基づくケース会(年6回) ④第2回配偶者からの暴力被害者支援職員研修(応用研修:1日間)	《実施研修》 ①鳥取県DVI予防啓発支援員養成研修(1日間) ②DVセンター業務研究会(年4回) ③DV被害者等支援強化事業に基づくケース会(年6回) ④第2回配偶者からの暴力被害者支援職員研修(応用研修:1日間)
各共通 機関別研修 (集合研修)	女性相談 センター 支援者暴力相談 (配偶者暴力相談 (以下、「DVセンター」という)) (3カ所)	《参加研修》 ①「ファンリーチー養成講座」(2日間×3講座)NPO法人レジエンス主催 ②「配偶者暴力被害者支援のためのオンライン研修」内閣府主催 ③第2回配偶者からの暴力被害者支援員研修(応用研修:1日間) ④中国・四国地区女性支援事業研究協議会(2日間)－毎年 ⑤「女性問題連絡事務担当者研修(オンライン)」独立行政法人国立女性教育会館主催 ⑥「女性相談支援從事者研修(心理職)」(1日間)国立保健医療科学院 ⑦「DV被害者のこころのケア」(1日間)兵庫県こころのケアセンター	《参加研修》 ①鳥取県DVI予防啓発支援員養成研修(1日間) ②「女性相談支援從事者研修(管理職)」(3日間)国立保健医療科学院 ①「配偶者暴力被害者支援のためのオンライン研修」内閣府主催 ②「中国・四国地区女性支援事業研究協議会(2日間)－毎年 ③「女性問題連絡事務担当者研修(オンライン)」独立行政法人国立女性教育会館主催 ④「女性相談支援從事者研修(心理職)」(1日間)国立保健医療科学院 ⑤「DV被害者のこころのケア」(1日間)兵庫県こころのケアセンター	《実施研修》 ①鳥取県DVI予防啓発支援員養成研修(1日間) ②「女性相談支援從事者研修(管理職)」(3日間)国立保健医療科学院 ①「配偶者暴力被害者支援のためのオンライン研修」内閣府主催 ②「配偶者暴力被害者支援のためのオンライン研修」内閣府主催 ③「中国・四国地区女性支援事業研究協議会(2日間)－毎年 ④「女性問題連絡事務担当者研修(オンライン)」独立行政法人国立女性教育会館主催 ⑤「DV被害者のこころのケア」(1日間)兵庫県こころのケアセンター
各所属 機関別研修	社会福祉職が 所属している機関	各機関が実施する研修で、社会福祉職に受講を勧める研修については「福祉職人材育成電子会議室」を利用して、広報する。		

【各所属における社会福祉職の業務】

① 児童相談所【児童福祉司、児童心理司、児童指導員】

相談、判定、一時保護の3部門でチームを組んで、社会診断、心理診断、行動診断を作成、理解した上で、児童相談の個々の事例に応じた解決に向けて援助方針をつくり実施。

相談部門は、児童、保護者、学校・市町村等の関係機関との面接・調査を行い、問題・課題を整理し、関係法令等の理解を前提に関係機関の調整等を実施。

判定部門は、各種心理（発達）検査及び心理判定を実施し、必要に応じて、心理療法に取り組む。また、療育手帳の判定も実施。

一時保護部門は、虐待を受けた児童の緊急保護や非行等の逸脱行動を行った児童の保護等、様々な理由で入所又は通所している児童の日々の生活支援や行動観察を実施。

② 福祉事務所【社会福祉主事】

主に、低所得者対策及びひとり親世帯支援に係る業務を担当している。

低所得者対策においては、生活保護制度、生活困窮者自立支援制度及び子どもの貧困対策を担当。管轄の町における生活保護制度に基づく最低生活保障及び自立支援のためのケースワーク業務や、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援機関と協働した住居確保支援や就労準備支援に係る支給決定、関係機関等とのネットワークづくり等を行う。また、実施機関の底上げや安定運営を図るため、管内の市町村福祉事務所との連絡会や研修会の企画等を行う。

ひとり親世帯支援においては、管轄の町におけるひとり親世帯に対するケースワーク業務や、母子父子寡婦福祉資金や母子生活支援施設の利用決定、関係機関等とのネットワークづくり等を行う。母子父子寡婦福祉資金については、圏域内の市町村福祉事務所における利用決定に係る審査や助言等を行う。

③ 身体害者更生相談所・知的障害者更生相談所【身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、心理判定員】

身体・知的障がい者の福祉サービス利用に関する専門的相談を受け、様々な判定業務を実施。（補装具給付、自立支援医療適用、身体障害者手帳障がい程度審査、療育手帳判定、強度行動障がい者入居支援事業に関すること）

また、身体障がい者、知的障がい者に関して、市町村等に対する専門的技術的援助や情報提供、市町村間の連絡調整、市町村職員に対する研修会等の企画運営を実施。必要に応じて、制度利用に際しての心理学的・職能的判定及び判定に基づく相談支援を実施。

④ 女性相談支援センター【社会福祉主事】

様々な問題を抱えた女性からの相談を受け、相談者のニーズに基づき、住居の確保や日常生活、就労や経済的支援、法的支援について制度の活用を図りながら自立生活に向けた指導援助を行う。また、必要に応じて、配偶者等からの暴力被害者やその同伴児に対するカウンセリング等を実施。

そのほか、配偶者等からの暴力防止のための普及啓発活動を実施。

⑤ 精神保健福祉センター【精神福祉主事、心理判定員】

県民の心の健康の保持増進と精神障がい者の社会復帰、社会参加の促進を図るため、精神保健福祉相談、教育研修、精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療に係る判定業務等を実施。相談対象者が幼児から高齢者までと幅広く、相談内容も精神疾患、自死、発達障がい、引きこもり等多岐にわたる。具体的な支援として、長期のカウンセリングの継続や福祉制度の利用へ繋いだりする。また、市町村、医療機関、福祉関係機関、教育機関等関係機関へ技術的助言を実施。

⑥ 喜多原学園【児童自立支援専門員】

県内全域（県外からの入所もあり）から児童相談所の措置または家庭裁判所の審判を経て入所してくる児童と起居をともにして、児童の支援に当たる。男女各1寮ずつあり、ローテーションで交代して勤務する。支援内容としては、敷地内の生活のなかで、児童に安心・安全な生活環境を提供し、個別の課題に向き合ったり、集団適応スキルを身につけたりすることのほか、保護者との相互理解、関係機関との連携・調整を図り、退所後の支援体制を整えていくといった児童の自立と調和を目指した取り組みを実施。

⑦ 皆成学園【児童指導員】

児童福祉法に基づく福祉型障害児入所施設であり、すべての障がい児の福祉向上を目的として、専門的な知識・技能を広く積極的に開放すると共に、総合的な治療的支援並びにサービスの機能を發揮し、それらを地域に提供している。

具体的には、児童発達支援事業（就学前の入所児童の療育、就学前の発達障がい児の通園事業等）及び社会自立推進事業（入所児童の個別支援及び移行支援等、自治活動支援、余暇活動支援等）、地域交流行事等を実施。

⑧ 『エール』鳥取県発達障がい者支援センター【児童指導員】

発達障害者支援法により、発達障がいを有する児（者）及びその疑いのある児（者）（以下「発達障がい児（者）」という。）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、全国の各都道府県と政令指定都市のすべてにあり、本県では県直営で設置されている。

発達障がいに関する各般の問題について発達障がい児（者）及びその家族等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うと共に、関係機関との連携強化等により、発達障がい児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進している。具体的には、相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発・研修、関係機関連携等の業務を実施。

⑨ 総合療育センター【児童指導員、心理判定員】

医療法に基づく病院と児童福祉法に基づく児童福祉施設（医療型障害児入所施設と児童発達支援センター）、及び障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業所（生活介護事業所）の機能、役割がある。医療型障害児入所施設、児童発達支援センター、生活介護事業所及び地域療育連携支援室（相談支援事業所）には医療ソーシャルワーカーと児童指導員が、リハビリテーション部には心理判定員が配置されている。

児童指導員は、入所児童の日常生活支援、通所児童の集団活動・個別活動、通所者の日中活動、外来利用者の相談支援、医療・福祉サービスの調整、地域の関係機関との連絡調整等の支援を業務として行っている。さらに、福祉サービス事業所として運営するためには、「児童発達支援管理責任者」、「サービス管理責任者」、「相談支援専門員」といった資格の保有が必須であり、順次、研修受講、資格取得に取組んでいる。

心理判定員は、外来利用児者及び入所児に対して、発達検査、心理療法、小集団活動、家族支援等を行っている。

⑩ 鳥取・中部療育園【児童指導員】

医療法に基づく診療所と児童福祉法に基づく児童福祉施設（児童発達支援センター）の2つの機能があり、外来診療、児童発達支援、保育所等訪問支援及び障がい児等地域療育支援事業等を実施している。

外来診療では、主にインテーク、心理判定や関係機関との連絡調整、児童福祉施設としては、主に療育指導支援や通園サービス等を他の専門職と連携して実施するとともに、地域支援サービスの調整、報酬の請求事務等を行っている。

また、地域療育支援事業の一環として、地域療育セミナー開催業務を担当している。

⑪ 本庁（家庭支援課、孤独・孤立対策課他）【主事、係長、課長補佐等】

例えば、孤独孤立対策課においては生活保護制度を担当し、生活保護法施行事務監査を通じた最低生活保障及び自立支援等に係る実施の推進等を行う。家庭支援課においては児童虐待対策やDV対策を担当し、児童相談所や市町村要保護児童対策地域協議会、女性相談支援センター等における実施の推進等を行う。具体的には、会議やヒアリング、監査等を通じて現状を把握し、課題整理の上研修の実施や事業見直し等の施策実施を行う。

令和7年度次世代育成支援対策施設整備交付金の取り下げについて

令和7年3月26日
子ども家庭部家庭支援課、子ども発達支援課

令和7年度次世代育成支援対策施設整備交付金の国庫補助協議について、下記のとおり令和6年度第2回児童福祉審議会にて優先順位の承認をいただいたところです。その後、特定非営利活動法人希望の星から基本設計見直しのため、令和7年度における次世代育成支援対策施設整備交付金は申請を取り下げたい旨、連絡がありましたので報告します。

記

1 令和6年度第2回児童福祉審議会での協議案件（希望の星は障がい児部分のみを記載）

優先順位	設置主体	施設名	施設種別	所在地	工事区分	対象経費実支出予定額	負担額		
							国費	県費	事業者
1	社会福祉法人鳥取こども学園	こどもの家いろどり	児童養護施設（地域小規模児童養護施設）	鳥取市南吉方三丁目428番地	改築（木造、昭和47年創設）	59,290千円	22,680千円 [1/2]	11,340千円 [1/4]	25,270千円 [1/4]
2	特定非営利活動法人希望の星	希望の星	児童発達支援、放課後等デイサービス	米子市皆生新田2丁目1-9	改築（鉄筋、平成11年創設）	57,558千円	14,424千円 [1/2]	7,212千円 [1/4]	35,922千円 [1/4]

※ [] 内は補助割合。国上限額を超えた場合は事業者負担となる。

※「希望の星」は障害福祉サービスも行う多機能型事業所であり、障がい者施設に関する部分は別途社会福祉施設等施設整備費補助金（厚生労働省所管）を申請予定でしたが、本件同様、令和7年度での申請は見送られています。

2 取り下げ理由

○資材価格や人件費の高騰等を背景として基本設計を見直し、総事業費を縮小したい旨申し出があったものです。基本設計見直し後、令和8年度に申請することを検討されています。

平成30年12月に発生した県立皆成学園入所児童の死亡事案の検証について

令和7年3月26日
子ども発達支援課

平成30年12月に発生した皆成学園入所児童の死亡事案を検証する児童福祉審議会支援検証部会について、計8回にわたり実施した検証作業が終了し、検証報告書がまとまりましたので、その概要について報告します。

本報告書では、園マニュアルで、てんかんのある児童が入浴する際には、「目を離さない」とされていたにもかかわらず、当該マニュアルが遵守されず、単独入浴をさせていた事実を認定し、この児童の安全に対する認識の甘さが、死亡事案を誘発した第一の原因であると指摘されました。

今後、皆成学園及び主管課である子ども発達支援課において、本死亡事案の教訓や本報告書の提言を踏まえた再発防止策を着実に実行し、安全・安心な生活環境の整備に向けて取り組んでいく予定です。

1 報告書の概要

(1) 事案の検証結果

ア 入所児童の支援体制（報告書7P）

- ・てんかんのある児童が入浴する際は、マニュアルで職員が浴室で見守ることになっていたが、実際には単独入浴としていた。
- ・支援方法の変更について、職員間で協議した記録はなく、変更過程が明らかでないことから、学園が組織的に対応していたとはいえない。

イ 本事案発生時の対応（報告書7P）

- ・救急搬送された病院で、担当職員と管理職等の間で経過を共有できず、保護者に状況説明をするなどの責任ある対応ができなかった。
- ・事案発生後の対応について、学園内での役割分担を協議した記録がなく、改めての保護者説明や本事案の検証や再発防止策の検討等、組織的対応ができていなかつた。
- ・主管課も、学園への具体的な対応指示や助言、学園への人的支援等について、十分対応できていなかつた。
- ・重大事案発生時の学園と主管課それぞれの具体的な対応について整理されていなかつたことで、検証や補償等が対応されていなかつたにもかかわらず、事案を終結させてしまつた。

ウ 本事案の情報共有（報告書8P）

- ・学園内、学園と主管課間の情報共有について、現存するメールや電話によるやりとりの記録のみでは、具体的にどのような情報がいつ共有されたのか不明確な点があつた。
- ・事案が終結していたものと誤認しており、学園、主管課のそれぞれの担当者間で継続して対応する必要性を後任者に引き継いでいなかつた。

エ 本事案の公表、検証（報告書9P）

- ・保護者の意向を汲んで非公表としたが、公表することについて学園から保護者に十分な説明を行つていたか、記録からは確認できなかつた。
- ・本事案の検証については、学園内に「あり方検討会議」が設けられたが、この会議開催に至る経過の記録がないこと、学園関係者以外の第三者の参加がないこと、議事録に検証結果等の記載がないことなど、死亡事案の検証として十分なものだったとは言えない。

オ 保護者への対応（報告書10P）

- ・本事案発生直後、学園は職員間で情報共有ができるおらず、本児童が死亡に至つた状況を保護者に十分に説明できなかつた。その後、保護者が学園との直接やり取りを望まなくなつたことで、学園から積極的に保護者に連絡することがなくなり、結果として5年近く経過してしまつた。
- ・補償について必要であれば対応可能と主管課から学園に投げかけたものの、保護者が学園とのやりとりを希望しなくなつたこともあり、学園から保護者への説明をしていない。

カ 総合的な体制（報告書11P）

- ・学園は、重大事案発生時の対応の手順、必要な対応事項のチェックリストや具体的方針等を整備しておらず、園長を中心とした組織的対応ができていなかつた。
- ・主管課においても、課長を中心として学園又は県がなすべき対応を冷静に判断し、必要な対応の助言等の対応が十分ではなかつた。
- ・本来は継続した保護者対応が必要であったにもかかわらず、担当者間で具体的な引継ぎがなされておらず、保護者への連絡も十分な検証も補償の検討もなされないまま5年近く経過していだ。

(2) 再発防止に向けた提言

■提言1 子どもにとって安全で安心な生活環境となるための施設運営体制の整備

ア 各種規程の遵守（報告書12P）

- ・各種規程を理解し、常に確認しながら対応すること。マニュアルに沿った対応より適切な対応がある場合は、医師等の意見を聞くなどして、児童の安全確保を第一としたより適切な支援方法を組織的に判断すること。

イ 効果的な業務マニュアルの作成及び活用方法の工夫（報告書13P）

- ・マニュアルは職員が常時確認しやすい提示方法、業務遂行状況のチェックシステムなどの工夫が必要である。
- ・迅速で確実な対応に繋げるため、重大事案発生時の対応の手順、必要な対応事項のチェックリストや具体的な方針等が必要である。
- ・補償についても、誰が主となり決定権をもって進めるのか、どのような状況で弁護士など第三者性を有する者に依頼するのかなど、あらかじめ定めておくことが必要である。

ウ 安全に配慮した適切な職員配置と設備整備（報告書13P）

- ・障がいや特性に応じた支援を行うことができるよう職員配置を柔軟にすることを検討するほか、安全装置等の機器や緊急時の通報システム等を導入すること。

■提言2 児童の状況把握と、児童の状況に応じた適切な支援

ア 支援に必要な情報の収集、関係機関との十分な連携（報告書13P）

- ・児童のアセスメントの実施に当たっては、関係機関から提供された情報だけでなく、児童の生命に関わる要配慮事項等の支援上必要となる情報を自主的に収集すること。
- ・特に医療情報については、主治医に病状、適切な支援方法等を確認した上で指示事項を遵守すべきであり、利用児童の安全確保と適切な自立支援のため、その情報を保護者や関係機関と共有すること。
- ・児童のプライバシーへの配慮や利用児童の意思を最大限尊重することも重要であるが、まずは利用児童の安全を第一に検討すべきである。

■提言3 重大事案発生時とその後の対応のあり方

ア 組織的な対応方法の整理と対応の進捗管理（報告書14P）

- ・重大事案発生時は、園長が主導して、必要な対応事項をまとめた役割分担を整理し、緊急的・集中的に様々な対応を行うことが必要である。主管課は、職員の派遣、対応方法の助言や対応の進捗管理、対応を代行するなど、具体的な対応の流れや役割分担を整理しておくこと。
- ・再発防止策の検討に記録は欠かせないものであることを再度認識し、重大事案発生時には、対応の経過や協議の結果、判断の根拠等を記録として残すこと。

イ 保護者に対する責任と誠意をもった対応（報告書14P）

- ・利用児童の保護者と日常的に情報の共有や支援方針を確認し、信頼関係の構築に努めること。重大事案発生時には、保護者の意向を最大限くみ取りながら時機を逸することなく対応すること。
- ・補償が必要になった場合には、主管課が主導的役割を行い、学園と主管課で対応の進捗を管理しながら誠意をもって確実に対応すること。

ウ 事案検証と再発防止（報告書14P）

- ・重大事案発時の公表については、保護者の承諾が必要であるが、保護者の説明に当たっては、公表の必要性について理解されるよう十分な説明を尽くすこと。
- ・公表を望まず公表に至らなかった場合であっても、再発防止のために多方面にわたる専門的見地から再発防止策を検討し、実践すること。

2 事案を受けた再発防止策

(1) 皆成学園

ア マニュアルの整備、研修の実施

- ・「てんかんのある児童に関する主治医指示事項」シートで、てんかんのある児童については主治医に支援の留意事項を確認し、関係者間で共有した。（提言2のア関係）
- ・令和元年度から、てんかん研修を毎年実施するほか、救急救命及び心肺蘇生法に関する研修を年2回実施している。（提言1のイ関係）

- ・入浴事故対応フロー図に、保護者への連絡のタイミングや連絡内容の例を記載し、関係者間で周知徹底した。(提言1のイ関係)

イ 施設の設備整備

- ・浴室に緊急ブザーを配備したほか、単独入浴（地域移行を見据えた自立的生活を目標とする児童の入浴等）を行う場合には、令和7年度予算でユニットバスに見守りセンサーの設置を検討。(提言1のウ関係)

(2) 子ども発達支援課

ア マニュアルの整備

- ・補償について、誰が主となり決定権をもって進めるのか、どのような状況で弁護士など第三者性を有する者に依頼するのかなど、必要なマニュアルを整備する。(提言1のイ、提言3のイ関係)

イ 他施設への周知

- ・民間施設を含む他施設で重大事案が発生した場合において、県主管課において必要な助言や対応状況の進捗確認を行うため、事案発生時の報告手順や様式等について、改めて周知を行う。(提言3のア関係)
- ・県全体の安全対策水準の底上げの観点から、他施設においても発生する可能性が高い重大事案が発生した場合には、原因の検証結果や再発防止策の取組状況等について、他施設に周知を行う。(提言3のウ関係)

3 今後のスケジュール

3月26日 児童福祉審議会において報告書内容を報告

時期未定 和解案がまとまれば、直近の議会に和解案を付議

※今後、和解に向けた協議を保護者の理解を得ながら進めていく予定。

【参考：事案の概要】

〈死亡した児童〉

- ・事案当時18歳（平成30年6月入所）
- ・てんかん、知的障がい、適応障がい

〈事案当日の状況〉

時刻	内容
18:25	児童が入浴のため脱衣所に入室
18:45	入浴時間が終わっても浴室から出てこないため、職員が外から声をかけるも返答なし
18:47	浴室を確認したところ、浴槽内でうつ伏せ（心肺停止状態）の児童を発見
18:47	119番通報（救急車要請） 心臓マッサージ、人工呼吸、AEDによる蘇生を試みるが反応なし
19:00頃	保護者へ病院に搬送されたことを電話で報告
19:15	救急車で搬送され、病院に到着
19:20	保護者へ病院への来院を依頼
19:51	児童の死亡を確認
20:14	保護者に電話で死亡を伝える
21:00頃	保護者が病院に到着
21:20	保護者が医師から説明を受ける
22:45	病院において保護者へ皆成学園（保育士）から経緯を説明（約20分間。児童相談所職員同席）

〈死因等〉

- ・死亡の原因：てんかん発作による溺死
- ・死因の分類：病死及び自然死

〈発生当初、事案を非公表とした経緯〉

- ・保護者の意向を確認したところ、公表されることを望まれていないことから、公表しないこととしたもの

鳥取県立皆成学園における重大事故

検証報告書

令和7年3月

鳥取県児童福祉審議会支援検証部会

目 次

○検証の目的及び方法等 ······	1
--------------------	---

第1章 本事案の概要及び経緯	
----------------	--

1 本事案の概要 ······	4
2 本事案の詳細 ······	4

第2章 検証結果	
----------	--

1 入所児童の支援体制に関すること ······	7
2 本事案発生時の対応に関すること ······	7
3 本事案の情報共有に関すること ······	8
4 本事案の公表、検証に関すること ······	9
5 本児童の保護者への対応に関すること ······	10
6 総合的な体制に関すること ······	11

第3章 児童の安全で安心な生活の支援及び再発防止に向けた提言	
--------------------------------	--

提言1 子どもにとって安全で安心な生活環境となるための施設運営体制の整備 ····	12
提言2 児童の状況把握と、児童の状況に応じた適切な支援 ····	13
提言3 重大事案発生時とその後の対応のあり方 ····	14

○おわりに ······	16
--------------	----

《参考資料》

- ・鳥取県社会福祉審議会規程及び鳥取県児童福祉審議会運営要綱
- ・鳥取県立皆成学園の概要
- ・鳥取県立皆成学園「入浴サービス提供マニュアル」（本事案発生当時運用していたもの）

検証の目的及び方法等

はじめに

この検証報告書は、平成 30 年に鳥取県立皆成学園（福祉型障害児入所施設。以下「学園」という。）において発生した入所児童の死亡事案（以下「本事案」という。）を検証した結果をまとめたものである。

本事案は、発生した翌年以降十分な検証がされることなく数年が経過していたが、このほど保護者から本事案の公表及び検証について承諾が得られたことを受けて令和 5 年 11 月に本事案を公表し、鳥取県児童福祉審議会支援検証部会において検証を行ったものである。

なお、検証に当たっては、現存する関連記録等を基に行ったものであり、記録の不存在又は時間の経過による担当者の記憶の不確実さ等があるため、一部事実確認が困難であった点もある。

1 検証の目的

平成 30 年 12 月 28 日、学園に入所していた児童（以下「本児童」という。）が、学園の浴槽内でうつ伏せになっているところを発見され、その後搬送先の病院で死亡が確認されるという事案が発生した。

本事案について、本児童の安全な施設生活という視点に立って発生原因を分析することにより、必要な再発防止策、重大事案発生時の対応、公表の在り方等を検討することを目的とした。

2 検証の方法等

検証については、鳥取県児童福祉審議会支援検証部会において行うこととし、検討すべき課題については、下記「【本事案における検討すべき課題】」のとおりとした。

検証に当たっては、当時の記録及び関係者からの聞き取りにより事実関係を整理し、特定の個人の責任追及や関係者の処罰を行うためではなく、課題点を明らかにして、再発防止策等を検討することとした。

【本事案における検討すべき課題】

- ①入所児童の支援体制に関すること
 - ・設備、職員配置、入浴支援の実施方法、各種マニュアルは適切であったか
 - ・入所時の医療情報の引継ぎ、主治医、学校、保護者等との情報共有の状況は適切であったか
 - ・てんかんのある児童への支援体制及び支援方法の変更は適切であったか
- ②事故発生時の対応に関すること
 - ・事故発生時の対応は適切であったか
 - ・事故発生時の職員間の連絡・連携体制は適切であったか
- ③本事案の情報共有に関すること
 - ・本事案の職員間・組織内の連絡・連携体制は適切であったか
- ④事案の公表、検証に関するこ

- ・本事案の非公表に係る検討は十分になされていたか
 - ・本事案の検証体制は適切であったか
 - ・本事案の検証は十分であったか
 - ・重大事案発生時の公表等はどうあるべきか
 - ・本事案に係る過失の有無や損害賠償の要否の検討は十分であったか
 - ・再発防止策と現状の課題はどうか
- ⑤本児童の保護者への対応に関すること
- ・本事案発生直後の対応は適切であったか
 - ・本事案発生から一定期間経過後の対応は適切であったか
 - ・補償等に係る説明はされていたか
 - ・保護者とのより良い関係を築くための対応はどうあるべきか
- ⑥総合的な体制に関すること
- ・施設の現状や子ども達の状況に応じた対応を含めた体制はどうあるべきか

【支援検証部会の構成】

(五十音順)

区分	氏名	所属団体等
部会長	田村 和宏	立命館大学産業社会学部教授
委 員	小野澤 裕子 ※1	鳥取市こども家庭局長兼こども未来課長
	加藤 由利	母子生活支援施設のぞみ副施設長
	菅田 理一	鳥取短期大学幼児教育保育学科准教授
	田中 俊幸	元鳥取県民生児童委員協議会理事
	前垣 義弘	鳥取大学医学部脳神経小児科学分野教授
	水野 壮一 ※2	鳥取県児童福祉入所施設協議会副会長
	森田 明美	鳥取県子ども家庭育み協会理事
	渡邊 大智	川中・野口法律事務所弁護士
県 (事務局)	中西 朱実	鳥取県子ども家庭部長
	林 裕人	鳥取県立皆成学園長
	松本 剛志	鳥取県子ども家庭部子ども発達支援課長

※1 令和6年3月31日まで橋本浩之氏（鳥取市健康こども部長）が就任

※2 令和6年3月31日まで徳岡洋子氏（鳥取県児童福祉入所施設協議会協議員）が就任

【支援検証部会(※)の開催実績】

開催回	開催日	議事
第1回	令和6年2月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長の選任 ・検証の目的、検証の方法、検証スケジュール等 ・本事案の概要等 ・本事案における検討課題の抽出（案）
第2回	令和6年3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・入所児童の支援体制
第3回	令和6年5月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・入所児童の支援体制 ・事故発生時の対応 ・本事案の情報共有
第4回	令和6年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・本事案の情報共有 ・本事案の公表、検証
第5回	令和6年9月 2日	<ul style="list-style-type: none"> ・施設見学 ・本事案発生当時の職員等への聴き取り調査結果報告 ・本児童の保護者への対応

		・総合的な体制
第6回	令和6年10月21日	・報告書（案）
第7回	令和6年12月23日	・報告書（案）
第8回	令和7年1月27日	・報告書（案）

※ 第1回から第6回までは、「鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童支援部会」において検証した。

第1章 本事案の概要及び経緯

1 本事案の概要

平成30年12月28日、学園において、てんかんのある本児童が単独で入浴し、その後浴槽内にうつ伏せになっているところを発見され、救急搬送されるも死亡した。

本事案は、発生当時、保護者の意向に応じて公表されなかった。本事案の検証については、学園において安全な生活支援を検討する会議を開催していたものの、発生原因の分析や再発防止策などが話し合われた内容の記録が議事録にないことや、学園関係者のみの参加であったこと、一回のみの開催で終了していることなど、不十分なものであった。

また、当時、学園及び主管課である子ども発達支援課（以下「主管課」という。）は、支援の過程で過失はなかったと判断しており、補償について十分な検討をしていなかった。加えて保護者が学園と直接やりとりすることを望まなくなったことから、平成31年2月頃から学園と保護者が連絡を取り合うことがなく、結果として、保護者への本事案の詳細な説明、第三者を交えた本事案の検証や再発防止策、補償の実施の検討のないままに5年近くの時間が経過していた。

令和5年8月、保護者から当時の状況について説明を求められたことを契機に、本事案への対応が未終結であることが明らかとなり、公表及び検証について保護者に改めて説明して承諾を得られたことから、本事案を公表し、検証するに至ったものである。

2 本事案の詳細

【本児童概況】

本児童は、てんかん、知的障がい、適応障がいを有し、家庭内で様々な課題があつたことから、児童相談所が家庭での養育は困難と判断し、平成28年12月から児童福祉施設（以下「前施設」という。）に入所して生活していた。

本児童は、前施設に入所した当初は順調に生活していたものの、次第に不適応状態となって入退院を繰り返すようになり、前施設での支援が困難となつたことから、平成30年6月に前施設から学園に入所先が変更された。

学園入所後は、不適切な言動等行動上の課題から学園での安定した生活が難しく、入所から死亡に至るまで、多くの時間を入院により過ごしていた。

【本児童入所から事案発生日までの経過】

本児童の学園入所にあたっては、学園、児童相談所、学校等の関係者による関係者会議が開催され、生育歴、支援課題、障がい程度、病状、家族の状況などが共有された。このとき、本児童にてんかんがあることは確認されていたものの、発作の頻度が高く、てんかん発作特に留意した支援が必要という説明ではなかったこと、記録を見る限り具体的な危険性や入浴場面を含む支援の留意点の情報もなかったことから、学園からも本児童のてんかんに係る支援方法を積極的に確認していなかった。

本児童は、学園入所後も行動上の課題が継続しており、落ち着いた生活ではなかつたため、通院と入退院を繰り返していた。

本児童は、通院時にプールに入りたいと自ら主治医に複数回相談しており、主治医からはプールの利用は最終発作後半年から1年程度経過する必要があること、そうでなければ死亡の危険性があることをその都度助言されていた。しかし、この主治医のプール利用に係る助言を基に、学園において本児童の入浴時の危険性を検討した記録は残っていない。

学園の入浴サービス提供マニュアルでは、てんかんのある児童の入浴中には、浴室で職員が見守りを行うこととなっていたが、実際は行われておらず、本児童は単独で入浴していた。

本児童は、本事案発生日、入浴終了予定時刻を過ぎても浴室から出てこなかつたため、職員が浴室を確認した。すると本児童が浴槽内でうつ伏せになっていたため本児童を浴槽から引き上げ、心肺蘇生を実施するとともに119番通報を行った。

その後、搬送された病院で本児童の死亡が確認され、入浴中のてんかん発作による溺死であり、搬送先の病院で「病死及び自然死」と診断された。

【本事案発生日の状況】 *当時の資料から整理したもの

時刻 (頃)	状況	生活棟職員	その他 学園職員
18:25	本児童が脱衣所に入室。	職員3名はそれぞれ、集会室で他児童の見守り、事務室で事務作業、食堂から帰棟。	
18:45	入浴時間が終わっても本児童が浴室から出てこず。	職員が外から声をかけるも返答がなかったため、浴室を確認。	
18:47	浴槽内でうつ伏せになっている本児童を発見。	119番通報(救急車要請)。 学園内の他の職員に協力依頼。	
	心肺停止状態であったため、職員数名で浴槽から引き上げ、心臓マッサージ、人工呼吸、AEDを実施。		
19:00	救急車到着、本児童を救急搬送。	保護者に架電し状況報告。	園長等他の職員に架電し、状況報告。
19:15	本児童が病院に到着。	警察の事情聴取に対応。	
19:20		保護者に架電し、来院を依頼。	職員数名が順次病院に到着。
19:51	本児童の死亡が確認される。		
20:14		保護者に電話で本児童の死亡を伝える。	
21:00	保護者が病院に到着。		
21:20	保護者が医師から説明を受ける。		
22:45	担当児童相談所が病院に到着、病院において保護者へ施設から経緯を説明。		

【事案発生日以後の経過】

(1) 本事案の情報の取扱いについて

本事案発生日の平成30年12月29日、個人が特定されないように本事案を公表することについて学園が保護者に確認したところ、保護者が公表を望まなかつたことから本事案を非公表とした。

(2) 保護者への対応について

学園は、本事案発生日後しばらくの間保護者に連絡を取っていたが、保護者が学園とのやりとりを望まなくなつたことから、平成31年2月頃からは、やりとりのないまま時間が経過していた。その後、令和5年8月に保護者から学園に連絡があつたことで、学園から保護者に継続した対応をしていなかつたこと及び県として保護者にどのように対応するか等具体的に検討されていなかつたことが判明した。

(3) 再発防止等に係る検証について

平成31年3月29日に、学園職員、学園嘱託医、主管課職員で構成する「皆成学園より安全な生活支援のあり方検討会議」（以下「あり方検討会議」という。）を開催した。この「あり方検討会議」の資料には、検討事項として、入浴支援、所在不明、不審者対策、その他のハイリスク場面（水泳、その他の運動、病気、服薬、誤飲）、これまでの対応の振り返りや再発防止策などが記載されており、入浴支援のみならず生活支援全般の課題と対応について、生活支援を行う養護課内で検討し実施済みの取組みの報告及びさらに見直しが必要な事項について検討する予定であったが、特段の意見がなかったからか議事録に本事案の検証や再発防止策についての記載はなかった。

(4) 今回の検証について

令和5年8月、保護者から当時の状況について学園に説明を求められたため、保護者と面談を重ねて説明し、その後保護者から本事案を公表して検証することについて承諾を得た。

保護者の承諾を得たことから、鳥取県議会福祉生活病院常任委員会（令和5年11月30日開催）、鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会（令和5年12月7日開催）及び鳥取県社会福祉審議会（令和6年2月1日開催）に本事案を報告し、本事案を検証することとした。

第2章 検証結果

1 入所児童の支援体制に関すること

検証結果

本事案発生当時、学園の入浴サービス提供マニュアルには、てんかんのある児童が入浴する際は、職員が浴室内で見守ることとなっていた。

しかし、実際は入浴サービス提供マニュアルに沿った浴室内での見守りではなく、本児童は単独で入浴しており、職員は本児童の発作に即座に対応できなかつた。

支援方法の変更について、てんかんのある児童の入浴時の危険性を議題として職員間で協議した記録はなく、変更過程が明らかでないことから、学園が組織的に対応していたとは言えない。

分析

当時、学園が作成していた入浴サービス提供マニュアルでは、「てんかん発作がある利用児童は、特に浴槽内につかっているときには目を離さない」ことが規定されていた。

しかし、本児童には、入浴サービス提供マニュアルに沿った支援が行われず、職員の見守りなく単独で入浴していた。なぜ職員が見守りを行わず単独入浴となっていたのか、いつ誰がどのように単独入浴を判断したのか、その経緯を記録で確認することができなかつた。よって、本児童の入浴支援方針は、組織的な決定ではなかつたと推測する。

単独入浴とした理由としては、①本児童が利用していた生活棟が中軽度の障がいのある児童を対象とした生活棟であり、生活棟の方針として、児童の自立を高めることを目的に入浴については原則児童が単独で行うこととしていたこと、②①により、本児童にはてんかんがあったにも関わらず、生活棟の支援方針が優先されたこと、③本児童入所時の関係者会議でてんかん発作の危険性が共有されず、学園に本児童がてんかんのある児童としての支援が必要という認識が薄かったこと、④直近の2か月程度てんかん発作がなかつたこと、以上4点から、単独入浴となっていたものと推測され、自立に重きを置いた支援であり、入浴時の危険性が十分に認識されていなかつたことがうかがえる。

てんかんのある児童については、入浴時の事故の危険性があるため必ず見守りを行うという入浴サービス提供マニュアルとなっていたにも関わらず、その規定の重要性が学園内で十分に認識されず、本児童に対する入浴時の支援方法の決定及びその変更についても組織としての検討が十分に行われていなかつた可能性が高く、このような児童の安全に対する認識の甘さと曖昧な手続きこそが死亡事案を誘発した第一の原因と言える。

結果として、浴室内での見守りがなかつたために職員が本児童の入浴中の異変に即座に対応できず、本児童の発見が遅れて死亡に至つたものと考えられる。

2 本事案発生時の対応に関すること

検証結果

本事案発生直後、学園内では、速やかな119番通報や学園内職員への応援要請、職

員による救命措置、保護者や学園の管理職等への連絡など、緊急時に必要な対応は、現場の職員によって懸命になされていた。

しかし、本児童が救急搬送された病院では、本児童に同行して現場から到着した職員と、連絡を受けて順次駆けつけた学園の管理職等との間で、本事案の経過を直ちに共有できず、保護者に整理して説明できる状態ではなかったため、学園として責任を持った保護者対応ができなかつた。

また、事案発生の翌日以降も、学園内で誰がいつ何を対応するのか役割分担を協議した記録もなく、改めて保護者への経過説明、その後の本事案の検証や再発防止策への取り組みなど組織的に対応できていなかつた。

主管課においても、本事案発生の当日に学園から報告を受け、学園の対応状況について把握し、補償の確認などしていたものの、記録で確認する限り、職員を派遣して協力したり、進捗管理を行ったりしていなかつたことから、主管課として十分な対応をしたとは言い難い。

学園と主管課は情報共有をしていたものの、重大事案発生時の学園と主管課それぞれの具体的な対応について整理されていなかつたことで、検証や再発防止策の検討、補償等が対応されていないにもかかわらず、本事案を終結させてしまつていた。

分析

本事案発生時、学園の担当者による救命措置及び119番通報は適切に対応されており、事案発生の第一報についても、学園職員間、学園から保護者又は主管課への連絡は迅速に行われていた。

しかしながら、救急搬送された病院では、学園の担当職員は警察の事情聴取に対応していたため、学園の管理職等との間で経過を共有できず、保護者に状況説明をするなどの責任のある対応ができなかつたと推測される。

また、事案発生当日の対応に限らず、重大事案発生時に必要な対応があらかじめ整理されておらず、どのような方針・スケジュールで、誰がいつ何をどのように対応するのか明確でなく、状況の把握、対応の指示等組織として機能せず、学園・主管課共に本事案対応の統制がとれていなかつた。

本事案では、保護者対応、検証などをすべて学園が対応していたが、主管課においては、具体的な対応の指示や提案、助言、学園への応援職員の派遣又は児童相談所への協力要請の検討なども必要であった。

また、重大事案発生時の対応手順、必要な対応事項のチェックリストの整備や具体的な方針があれば、学園と主管課が互いに必要事項を確認しながら対応が可能であったと思われる。

対応を終結させた背景として、①搬送先の病院で死因が「病死及び自然死」と診断されたため県に過失がないと判断していたこと、②過失がないと判断したことで補償の必要性もないと誤認したこと、③本章「4 本事案の公表検証に関すること」で述べるとおり、不十分ながらも本事案の検証を行つたこと、④保護者が学園とのやりとりを望まなくなり連絡が途絶えたこと、以上4点から学園と主管課は本事案に必要な対応は終了したと誤認して本事案の対応を終結し、令和5年8月に保護者から問い合わせがあるまで何も対応していなかつたものと考えられる。

3 本事案の情報共有に関するこ

検証結果

当時の学園内、学園と主管課間の情報の共有状況について、現存するメールや電話によるやりとりの記録のみでは、具体的にどのような情報がいつ共有されたのか不明

瞭な点があった。

また、学園、主管課のそれぞれの担当者間の引継ぎ状況について、本事案に関わった担当職員に聞き取り調査を実施したところ、ほとんどの担当者が本事案の対応は終結したと誤認していたため、継続して対応する必要性について後任者へ引き継いでいなかつたことが判明した。

分析

学園と主管課とのメールでのやりとり、主管課から県幹部職員へのメールでの報告、平成31年3月29日に開催された「あり方検討会議」の資料等は残っているが、記載されている情報が限られており、本事案の情報をどのように共有して対応していくのか、詳細を確認できなかった。

本支援検証部会において、本事案発生以後に担当した職員への聞き取り調査を実施した結果、多くの職員は、後任者へ本事案が発生したことについては引き継いでいたものの、本事案が終結したと誤認していたために、継続して対応が必要であることは引き継いでいなかつた。前任者からの引継ぎがなかつたことにより、後任者に継続した対応の必要性が認識されず、結果として5年近く何ら対応されないままとなっていた。

また、保護者が公表を望まなかつたことで、学園内においても本事案を話題とすることをためらい、学園職員間での情報共有も十分でなかつた可能性もある。終結することに疑問を抱いた職員や本事案の対応状況を知らない職員がいたが、職員間の情報共有がなかつたために次第に終結した事案として扱われていったものと考えられる。

4 本事案の公表、検証に関するこ

検証結果

本児童は搬送先の病院で「病死及び自然死」と診断されたという学園からの報告をもって学園と主管課は県に過失がないと判断していた。

本事案は、保護者が公表を希望しなかつたため非公表としたが、公表することについて学園から保護者に十分な説明を行っていたか、記録からは確認できない。

本事案の検証については、学園主催で「あり方検討会議」が設けられたが、この会議開催に至る経過の記録がないこと、学園関係者以外の第三者の参加がないこと、再発防止策が会議資料に添付されて報告されているが議事録には検証結果と再発防止策が記録されていないことなど、死亡事案の検証として十分なものだったとは言えない。

また、本事案に係る見舞金等を含む補償については、主管課から学園に対し、必要であれば対応可能であるという趣旨の説明が行われていたが、学園内で協議された記録もその後主管課から対応状況を確認した記録もなく、補償は行われていない。

分析

通常、施設には、事故等が発生した場合に検証を行って要因等を分析し、これまでの取組について改善すべき点を検討して事故等の再発防止の取組を進めることが求められる。

本事案については、発生当初保護者の希望により非公表とされた。保護者の意向を汲んで非公表としたことについてはやむを得ない対応だったが、非公表を決定する過程で、本事案公表の趣旨を学園から保護者に丁寧に説明できていなかつたと推測される。

また、本事案発生から3か月後に学園において「あり方検討会議」が開催されたが、この「あり方検討会議」の開催をいつ誰がどのように検討・指示したのか記録上確認できず、会議の目的の設定や検討事項の調整、学園関係者以外の第三者の参加や、再発防

止策の検討課題等誰が中心となって決定したのか判然としない。さらに一回のみの開催で終了しており、当初の検証と再発防止を目的とした会議であったにも関わらず、再発防止に係る資料説明は行っているものの、議事録には死亡に至った経緯などの検証の結果や適切な入浴支援などの再発防止について言及がない。

5 本児童の保護者への対応に関するこ

検証結果

本事案発生直後に保護者が病院に到着した際、学園は職員間で情報共有できていなかったため、本児童が死亡に至った状況を保護者に十分に説明できなかつた。その後、保護者が学園と直接やりとりすることを望まなくなつたことで、学園から積極的に保護者に連絡することがなくなり、説明がないままとなつてゐた。

また、保護者への説明の具体的な対応手順がなく、いつ誰がどのように保護者に対応するのか明確ではなかつた。

結果として、5年近く何の対応もされないままとなつてゐた。

事案発生直後だけでなく、時間をおいて再度学園が保護者に説明することや、弁護士などの第三者性のある者を介してやりとりをすることなどの検討はされていなかつた。

補償については、必要であれば対応可能であると主管課から学園に投げかけたものの、学園は保護者への説明はしていない。保護者に説明しなかつたのは、保護者が学園とのやりとりを望まなくなつたことが要因と考えられるが、そのような理由も記録で整理されておらず、何の対応もされていない。

分析

本事案は、本児童が学園に入所してから半年程度で発生している。本児童は入所後、多くの時間を入院により過ごしていたが、本児童の生活の様子を毎月連絡するなど学園と保護者間に通常のやりとりを行う程度の信頼関係はあつた。

しかし、学園は事案発生直後に本児童死亡に至る経過等を職員間で共有できておらず、本児童が搬送された病院で説明を求める保護者に対し、園長は状況を説明できなかつた。保護者の質問に答えられない学園に対して保護者が不信感を抱き、学園とのやりとりを望まなくなつたことが、その後のやりとりが円滑に進まなかつた一因となつたと推測する。学園は、やりとりを望まない保護者に連絡することをためらうようになり、保護者に積極的な働きかけを行うことがなくなつてゐた。

保護者対応は、本来、園長が責任を持って主体的に対応することが必要だが、やりとりができなくなった段階で、継続して対応が必要という認識がなかつたこともある。その後の対応が検討されていなかつた。入所児童の保護者と学園が直接やりとりすることが困難な場合は、児童相談所を介して連絡することができ、本事案でも児童相談所が仲介したこともある。しかし、本事案発生後に学園から児童相談所に継続的な協力を求めた記録はなかつた。

補償についても、保護者が学園との直接的な関わりを望まなかつたことから具体的なやりとりにつながつておらず、主管課と学園との間で補償の必要性の判断が曖昧になつていたこともあり、組織的に対応していたとは言えない。

補償については、学園ではなく主管課が中心となって対応することが適當と思われ、また、事案発生直後においては、子の死亡という保護者にとって重大な精神的ストレスにより、補償のやりとりが困難であったと思われるため、一定期間を置いた上で、主管課又は県の代理人等が再び保護者に接触し十分な説明を行つた上で意向を確認することも必要だったと思われる。

6 総合的な体制に関すること

検証結果及び分析

学園は、本事案発生当時、重大事案発生時の対応の手順、必要な対応事項のチェックリストや具体的方針等を整備しておらず、園長を中心とした組織的な対応ができていなかつた。

主管課においても、課長を中心として、学園とは違った立場及び視点で、本事案を総合的に整理分析した上で学園又は県としてなすべき対応を冷静に判断し、必要な対応の助言等行うことが可能であったと思われるが、学園に適時適切な助言、応援職員の派遣や対応の進捗管理などの対応が十分ではなかつた。

学園が保護者とやりとりできない状態というだけで、本来は継続的な対応が必要であったにも関わらず「病死及び自然死」という診断から対応の必要性の認識が薄かつたため、学園と主管課のそれぞれの担当者間で本事案が具体的に引継がれておらず、保護者への連絡も十分な検証も補償の検討もなされないままに5年近く経過していた。

また、てんかんのある児童の入浴支援方法について入浴サービス提供マニュアルに定めていたにも関わらず、遵守されていなかつた。入浴サービス提供マニュアルどおりの支援を行わないことについては、本児童の障がい、病状、自立課題などを総合的に勘案し、組織的に慎重に判断することが必要であるが、本児童の入浴支援について検討した記録が確認できなかつたことから、学園が組織として責任を持って対応していたとは言えない。

第3章 児童の安全で安心な生活の支援及び再発防止に向けた提言

本事案発生の大きな要因は、てんかんのある児童が入浴する際には、職員が浴室内で見守るよう入浴サービス提供マニュアルに規定してあったにも関わらず、入浴サービス提供マニュアルに沿った支援を行うという基本的な対応がなされていなかったことである。

児童が安全で安心な環境で過ごすためには、法令のみならず、各施設・事業所で作成したマニュアルも含めた各種規程等（以下「各種規程」という。）を確実に遵守することが必要である。

障がいのある子どもの支援を行う事業所では、「障害児支援における安全管理について」（令和6年7月4日付こ支障第169号こども家庭庁支援局長通知。以下「ガイドライン」という。）に基づき、施設の安全管理体制と定期的な安全計画の見直し、安全点検の実施、マニュアル策定と共有、職員の研修と訓練などを徹底することによって、子どもの安全を確保することが求められており、このガイドラインに基づいた対応が基本となる。

学園は、長きにわたって障がいのある児童の成長を支えてきた。

以前に比べると、在宅サービスの充実とともに入所のニーズは減っているものの、今もなお重度の障がいや家庭の事情などにより家庭生活が難しく、入所施設を必要とする子どもたちが一定数存在している。そのような在宅生活が困難な障がいのある児童にとって、福祉型障害児入所施設はセーフティーネットとして欠くことができないものである。

特に、学園は県立施設として、また、特別な支援が必要な子どもたちの県内最後の砦として、他の事業所での支援が困難な児童の支援を期待されており、現に受け入れている。

特別な支援を必要とする利用児童の支援は、各種規程の遵守に止まることなく、常に最大限の安全の配慮と、一人一人の発達上の課題に着目した対応、特性と希望に応じた自立を促す高い支援が求められる。

このような施設運営は、学園だけでなく主管課も共に、学園が県立施設としての責任と期待される役割を果たすことができるよう努め、対応することが必要である。

以上、学園のあるべき姿を念頭に置き、本提言は特に本事案を検証した結果から、児童の安全で安心な生活支援及び再発防止に向け必要と思われる対応等を下記のとおり提言する。

提言1 子どもにとって安全で安心な生活環境となるための施設運営体制の整備

（1）各種規程を遵守すること。

各種規程は、児童の支援を行う上で必要となる事項が検討され、定められているものである。まずは、各種規程を理解し、常に確認しながら対応することが求められる。

その上で、個別事情からマニュアルに沿った対応よりも適切な方法があると思われる場合は、その事由を明らかにし、主治医などの関係機関の意見を聴取するなどした上で、より適切な支援方法を組織的に判断することが求められる。なお、その場合は、児童一人一人の意思を表明する力に応じて、児童の日常の様子、言葉や反応などを丁寧に確認しながら意思を汲み取り、最大限に尊重することが重要であるが、児童の安全確保が第一に図られるものでなければならない。

(2) 効果的な業務マニュアルの作成及び活用方法を工夫すること。

一定以上のサービス水準の確保のためにマニュアルは必要であるが、あまりに多くのマニュアルを作成しても、職員が把握しづらく遵守することが難しくなる。

マニュアルは、総括的なものを作成した上で個別事情を反映させるやり方や、職員が常時確認しやすい提示方法、業務遂行状況のチェックシステムなどの工夫が必要である。

手厚い支援となるマニュアルが整備されていても、てんかんのある児童などの支援度が高い児童や特別な支援が必要な児童が増加したときにも対応可能か検討し、利用児童の変化に対応できるマニュアルについても検討する必要がある。

また、ガイドラインに基づいた重大事案発生時の対応の手順、必要な対応事項のチェックリストや具体的な方針等があれば、迅速で確実な対応につながる。補償に関するやりとりについても、誰が主となり決定権を持って対応を進めるのか、事案発生直後又は一定期間経過後に協議するのか、どのような状況で弁護士などの第三者性のある者に依頼するのかなど、あらかじめ定めておくことも有効である。

(3) 安全に配慮した適切な職員配置と設備整備をすること。

特に、特別な支援が必要な児童や、支援の困難性の高い児童が多く入所する学園では、特別な配慮が必要な病状、行動障がいなどの様々な様相を呈する利用児童に対応する必要があり、そのための人員配置について、十分に検討することが必要である。安全を第一とした質の高い支援を行うための組織体制の確保のためには、特に支援の困難性の高い利用児童について、障がいや病状を考慮した配慮事項や自立課題に応じた職員配置が柔軟にできるよう検討する必要がある。

また、浴室は、障がいの有無に関わらず、事故につながるおそれがある場であることを認識し、安全装置等の機器や緊急時の通報システム等の導入についても、検討が必要である。

提言2 児童の状況把握と、児童の状況に応じた適切な支援

(1) 支援に必要な情報を収集し、関係機関と十分な連携を行うこと。

福祉型障害児入所施設を利用する児童は、障がい及び病状に配慮した支援が必要であることから、医療機関、児童相談所、学校などの関係機関と日常的に情報を共有することが必要である。

まず、児童の生育歴、心身の発達の状況、障がいの程度、病状、支援上の課題、保護者の状況等を関係者から丁寧に聴取し、児童を十分に観察した上で総合的なアセスメント（評価、見立て）を行う必要がある。このとき学園は、関係機関から提供された情報だけでなく、特に児童の生命に関わる配慮事項等の支援上必要となる情報を自主的に収集する姿勢が必要である。また、必要な情報の確認漏れを防ぐためには、支援に当たって把握すべき事項をあらかじめ整理しておくことも考えられる。

特に、医療情報は、主治医に病状、適切な支援方法等を確認した上で指示事項を遵守すべきであり、さらにその情報については、保護者や児童相談所、学校などと共に共有することが不可欠であり、情報共有を徹底することが、利用児童の安全確保と適切な自立支援へつながることを再度認識し、対応することが必要である。

また、アセスメントは、個々の児童の状況に応じた対応や自立支援につながる基礎となるため、利用児童を直接支援する担当部署だけでなく、学園内で組織的に行われるべきであり、アセスメントを基に利用児童や関係者の希望を考慮した支援方針を検討し、「個別支援計画」に反映させて確実に実施することが求められる。

また、支援方法を検討するにあたっては、思春期の利用児童のプライバシーへの配

慮や、利用児童の意思を最大限に尊重することも重要ではあるが、まずは利用児童の安全を第一に検討すべきであり、学園は責任を持ってこの判断を慎重に行うべきである。

提言3 重大事案発生時とその後の対応のあり方

(1) 重大事案に係る組織的な対応方法についてあらかじめ整理し、対応の進捗管理を行うこと。

重大事案発生時、学園においては、日常的な支援を行いながら、関係者への連絡、情報の収集や整理、報告、保護者及び関係機関への対応、事案の検証等が必要となる。このとき園長が主導して必要な対応事項をまとめて役割分担を行い、スケジュールを管理しながら緊急的かつ集中的に様々な対応をする必要がある。あらかじめ必要な対応について具体的に整理しておき、組織的に進捗管理を行わなければ、一貫した対応とならず、本事案のように対応が中断してしまう恐れもある。

主管課においては、日頃から学園の支援状況を把握し、重大事案が発生した場合などは、必要に応じて職員の派遣、対応方法の助言、対応の進捗管理や対応を代行するなど、事前に具体的な対応の流れや学園との役割分担を整理しておくことが必要である。

さらに早期に弁護士に相談するなどして、法的な整理や県としての責任を果たすために必要な対応等客観的な意見を求めることで、適切な対応につなげることも検討すべきである。

また、本事案の検証に当たっては、本児童の入浴支援方法を決定した過程や発生後に学園内で検討した記録、学園と主管課がやりとりした経過等の記録が不十分であり、検証が困難な点が多くあった。本来児童支援に係る過程を記録することは学園として当然の責任であるが、重大事案発生時は対応の経過や協議の結果、判断の根拠等を記録として残しておくことも必要である。ひとたび重大事案が発生すれば、その発生要因を検証し、再発防止策を検討することとなり、そのためにも記録は欠かせないものであることを再度認識する必要がある。(重大事案発生時の組織的対応フロー図(表1)参照)

(2) 保護者に対して、責任と誠意をもって対応すること。

学園は、利用児童の保護者と日常的に情報の共有や支援方針を確認することなどによって信頼関係の構築に努めることが基本であり、保護者と学園の信頼関係は、利用児童の適切な発達と自立を促すために、極めて重要な要素と言える。また、保護者と学園の信頼関係が未構築であれば、特に重大事案が発生したとき、円滑な協議の阻害要因となることから、学園は保護者との良好な関係の構築について、日頃から十分な配慮が必要であり、学園が保護者と直接やりとりが難しい場合は、児童相談所の協力を得ることも検討する必要がある。

重大事案発時には、保護者に対する迅速で正確な情報の提供と説明、心情に寄り添った対応、そして保護者の意向を最大限汲み取りながら時機を逸すことなく対応していくことが必要である。

また、補償が必要となった場合については、主管課が主導的役割を担い、協議の手順、弁護士などの第三者性のある者による対応の検討、補償内容の具体的提示などあらかじめ必要事項を整理して明確化し、学園と主管課の双方で対応の進捗を管理しながら誠意をもって確実に対応することが求められる。

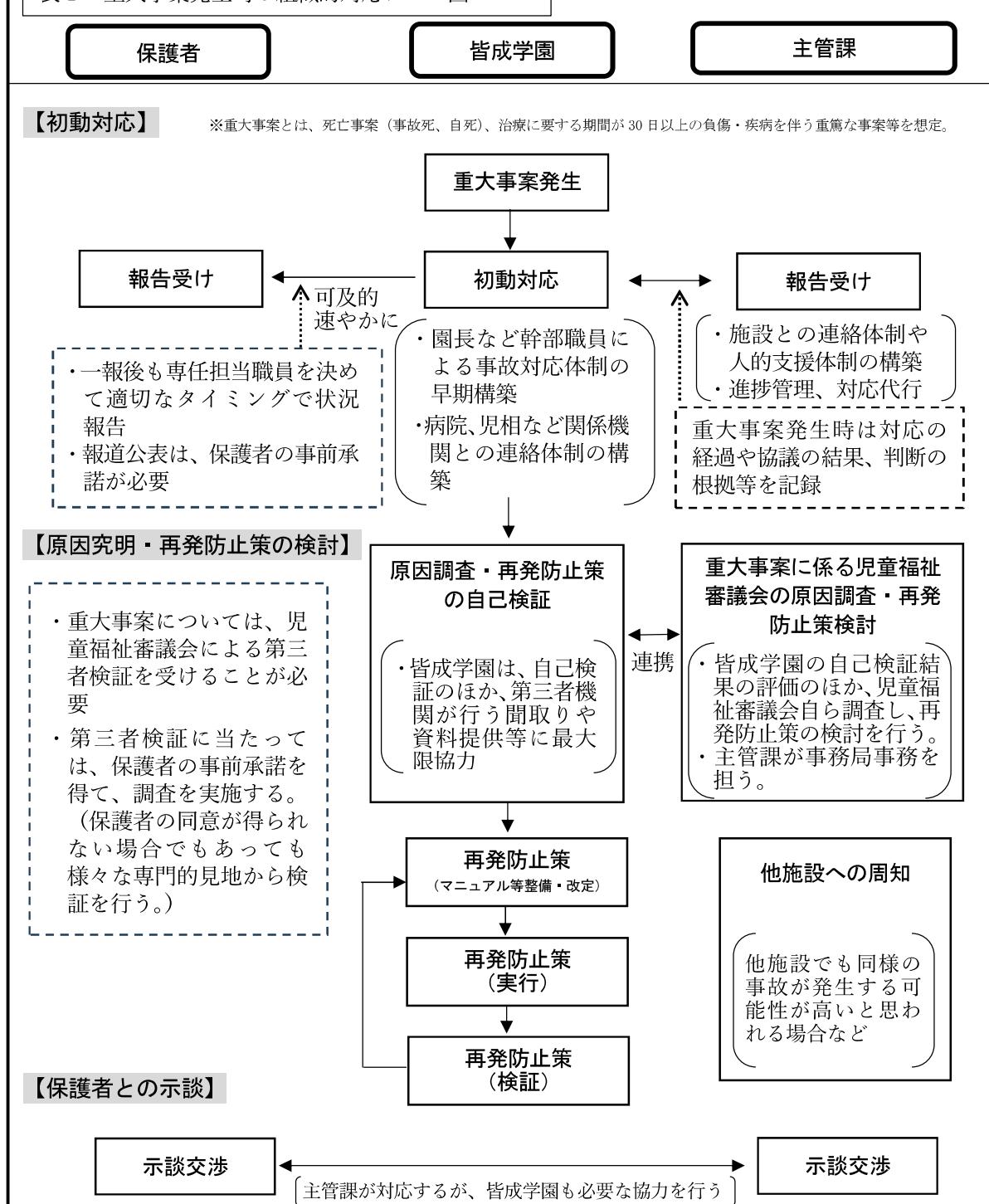
(3) 事案の検証を行い、再発防止を図ること。

重大事案発時には、まずは事実を公表することを検討する。事案の公表については、

保護者の承諾が必要であり、保護者への説明に当たっては、公表の必要性について理解されるよう十分な説明を尽くすことが必要である。この点についても、弁護士などの第三者性のある者を介してやりとりすることも考えられる。

保護者が公表を望まず公表に至らなかったとしても、再発防止のために事案を検証することが責任ある対応であり、児童福祉を中心とした多方面にわたる専門的見地から、客観的に、冷静かつ公正に検証を行うことで、再発防止策を検討し、それを確実に実践していくことが求められる。

表1 重大事案発生時の組織的対応フロー図



おわりに

5年前の平成30年(2018)年12月、県立皆成学園に入所していた一人の児童の命が失われる事故が起こりました。ここに改めて、お亡くなりになった入所児童の御冥福をお祈りするとともに、御家族及び御親族の皆様方に謹んでお悔やみを申し上げます。

子どもの権利条約(政府訳)には、以下のことが示されています。

第3条

1. 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
3. 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する

第6条

1. 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
2. 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第23条

1. 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
2. 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。

鳥取県児童福祉審議会支援検証部会では、重大事案の再発防止を図り、二度とこのような悲劇を繰り返すことがないよう、上記の子どもの権利条約にある「子どもの最善の利益」「生命・発達の権利」「障がい児の権利」に照らしながら、本事案の概要・経過を検証しました。令和6(2024)年2月以降計8回にわたる検証作業を経て、この報告書をまとめました。

本事案検証に当たっては、現存する資料が十分でなく、また発生から約5年が経過し、当時、責任ある立場にあった職員が退職していることやその記憶も不確かなところが多く、検証作業は難航しました。そのような中で明らかになったのは、てんかん発作がある児童については、「目を離さないようにする」ことが、入浴サービス提供マニュアルで示されていたにもかかわらず、入浴時の危険性について十分な認識や職員間での共有が図られることなく、児童の単独入浴が続けられていたという事実です。当該マニュアルが遵守されていれば、尊い小さな命を失ってしまう事故を防ぐことの可能性があったというのが本検証部会での認識です。それだけに障がい児施設職員は、あらゆる事故の発生防止に細心の注意を払い、子どもたちの日常生活と健やかな成長・発達を支援する責務があり、そのために関係法令や各種マニュアルを守り、それに基づきつつ一人一人の必要に応じた支援を行うことが必要でした。

また、皆成学園は県内で唯一の県立福祉型障害児入所施設であり、鳥取県における障がい児支援における役割は大きなものがあります。それだけに本事案等の重大事故は、二度と発生させてはいけないものです。だからこそ本事案は、当該施設、県庁主管課もその責務を認識し、一体となった取組みを進めることの重要さを十分認識して、これからもより一層丁寧に進めていくことが重要です。

こう検証してみると、本事案では、子どもの権利条約でいう第3条、第6条、第23条の遵守が十分ではなかったといえます。それだけに、再発防止に向けて本検証部会でまとめた提言につ

いては、県立の施設だけでなく、すべての障がい児施設の支援の日常に着実に反映させていく取組みや監査・運営指導に活かし進めていくことが求められます。

また、本報告を、鳥取県全体の障がい児支援の安全・安心のある発達支援対策の底上げに役立てていただき、障がいのある子どもたちの未来をつくる権利が豊かなものになることにつながっていくことが、本検証部会として強く望むところです。

最後に、鳥取県出身で障がい福祉の父である糸賀一雄氏の言葉を教訓として、さらに障がい児支援の実践に、運営に、施策に浸透させていくことを切望し、本検証部会のまとめとします。

「この子らを世の光に」 糸賀一雄

鳥取県児童福祉審議会支援検証部会
部会長 田村 和宏

参考資料

○鳥取県社会福祉審議会規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥取県社会福祉審議会条例（平成12年鳥取県条例第8号）第9条の規定により、鳥取県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(副委員長)

第2条 審議会に、委員長の指名により副委員長を置く。
2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。

(部会の設置等)

第3条 心身障がい福祉専門分科会に、より専門的な調査審議をするため指定医師等審査部会を置く。
2 老人福祉専門分科会に、より専門的な調査審議をするため老人ホーム入所調整部会を置く。
3 児童福祉専門分科会に、より専門的な調査審議をするため児童支援部会を置く。
4 児童支援部会に属すべき委員及び臨時委員は、児童福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
5 各部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
6 部会長は、その部会の事務を掌理する。

(分科会の分掌事務)

第4条 民生委員審査専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。
(1) 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議すること。
(2) 民生委員法（昭和23年法律第198号）第11条第2項の規定による同意に関し、審議すること。
2 心身障がい福祉専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。
(1) 身体障がい者、知的障がい者及び心身障がい児の福祉に関する事項を調査審議すること。
(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。）第15条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第78号。以下「令」という。）第3条第3項の規定による意見に関し、審議すること。
(3) 令第5条第1項の規定による諮問に関し、審議すること。
(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第6項の規定による諮問のうち、心身障がい児に関する事項に関し、審議すること。
(5) 児童福祉法第8条第9項の規定による知的障がい者及び心身障がい児の福祉を図るため、芸術、出版物、がん具、遊具等を推薦又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告を行うこと。
3 老人福祉専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。
(1) 老人の福祉に関する事項を調査審議すること。
(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第19条第2項の規定による意見に関し、審議すること。
(3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条の2の規定による老人福祉に関する実情の把握及び福祉の措置の調整に関する事項を調査審議すること。
4 児童福祉専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。
(1) 児童、妊産婦及び母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項を調査審議すること。
(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第6項の規定による諮問（心身障がい児に関する

るものを除く。) に関し、審議すること。

- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の15第3項の規定による意見に関し、審議すること。
- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第6項の規定による意見に関し、審議すること。
- (5) 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第29条の規定による意見に関し、審議すること。
- (6) 児童福祉法第8条第9項の規定による児童の福祉を図るため、芸能、芸術、出版物、がん具、遊具等を推薦又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告を行うこと。
- (7) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第4条第5項の規定による分析、調査研究及び検証を行うこと。
- (8) 児童福祉施設等における子どもの死亡事故等の重大事故、重大な権利侵害事案等の審議及び検証を行うこと。

(部会の分掌事務)

第5条 指定医師等審査部会は、次に掲げる業務を分掌する。

- (1) 第4条第2項第1号のうち、障害者自立支援法第54条の2による指定自立支援医療機関の指定、及び同法第68条による指定自立支援医療機関の取消について、専門的審査が必要となる事項に関し、審議すること。
- (2) 第4条第2項第2号の規定による意見に関し、審議すること。
- (3) 第4条第2項第3号の規定による諮問に関し、審議すること。

2 老人ホーム入所調整部会は次に掲げる業務を分掌する。

- (1) 第4条第3項第3号の業務

3 児童支援部会は、次に掲げる業務を分掌する。

- (1) 第4条第4項第2号の業務
- (2) 第4条第4項第7号の業務
- (3) 第4条第4項第8号の業務

(専門分科会の召集)

第6条 専門分科会は、委員長が必要と認めたとき、又は専門分科会長が審議すべき事項を示して要請し、その必要があると認めたとき、委員長が召集する。

(部会の召集等)

第7条 部会は、専門分科会長が必要と認めたとき、召集する。

2 部会は、部会長が議長となる。

3 部会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会の決議等)

第8条 審議会は、第4条第2項第1号(ただし、第5条第1項第1号の業務に限る。)、第2号、第3号及び第4号、同条第3項第2号、同条第4項第2号、第3号及び第4号の規定による専門分科会の決議をもって、審議会の決議とすることができます。ただし、この場合には、次の審議会に報告するものとする。

(部会の決議等)

第9条 専門分科会は、部会の決議をもって、専門分科会の決議とすることができます。ただし、この場合には、次の専門分科会に報告するものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は委員長が別途定める。

附 則

この規程は、平成12年3月28日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年9月7日から施行する。

○鳥取県児童福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県児童福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(組織)

第2条 審議会は、委員13人以内で組織する。

(調査審議する事項)

第3条 審議会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 児童、妊産婦及び母子家庭等の福祉並びに母子保健に関する事項を調査審議すること。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第9項の規定による児童の福祉を図るため、芸能、芸術、出版物、がん具、遊具等を推薦又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告を行うこと。
- (3) 児童福祉法第18条の2第2項の規定による意見に関し、審議すること。
- (4) 児童福祉法第27条第6項の規定による諮問に関し、審議すること。
- (5) 児童福祉法第33条の15第3項の規定による意見に関し、審議すること。
- (6) 児童福祉法第35条第6項の規定による意見に関し、審議すること。
- (7) 児童福祉法第46条第4項の規定による意見に関し、審議すること。
- (8) 児童福祉法第59条第5項の規定による意見に関し、審議すること。
- (9) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第29条の規定による意見に関し、審議すること。
- (10) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項の規定による分析、調査研究及び検証を行うこと。
- (11) 児童虐待の防止等に関する法律第13条の5の規定による報告を受けること。
- (12) 児童福祉施設等における子どもの死亡事故等の重大事故、重大な権利侵害事案等の審議及び検証を行うこと。
- (13) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項の規定による意見に関し、審議すること。
- (14) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第21条第2項の規定による意見に関し、審議すること。
- (15) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第22条第2項の規定による意見に関し、審議すること。

(委員)

第4条 委員及び臨時委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 審議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(支援検証部会)

- 第7条 審議会に、次の各号に掲げる事項を調査審議するため、支援検証部会を置く。
- (1) 第3条第4号の業務
 - (2) 第3条第10号の業務
 - (3) 第3条第12号の業務
- 2 支援検証部会に属すべき委員及び臨時委員は、議事に応じて委員長が指名する。
 - 3 支援検証部会に部会長を置き、その支援検証部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 4 部会長は、その支援検証部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
 - 6 前条第4項の規定は、支援検証部会の運営について準用する。

(支援検証部会の召集等)

- 第8条 支援検証部会は、委員長が必要と認めたとき、招集する。
- 2 支援検証部会は、部会長が議長となる。
 - 3 支援検証部会は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 4 支援検証部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(支援検証部会の決議等)

- 第9条 審議会は、支援検証部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。ただし、この場合には、次の審議会に報告するものとする。

(庶務)

- 第10条 審議会の庶務は、鳥取県子ども家庭部において行う。

(雑則)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は委員長が別途定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月23日から施行する。

○ 鳥取県立皆成学園の概要

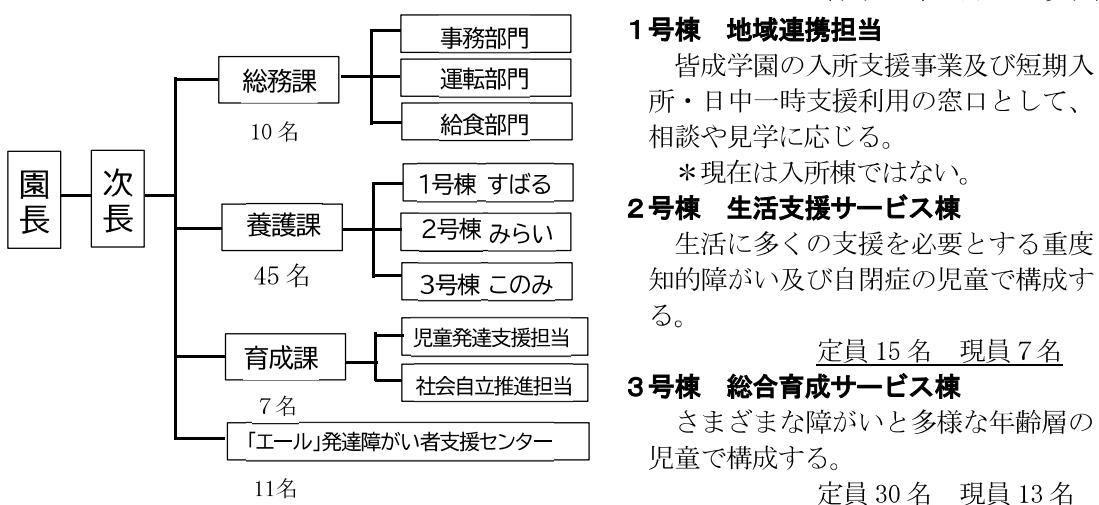
1 施設の概要

(令和7年1月1日現在)

名称	鳥取県立皆成学園
住所	倉吉市みどり町 3564-1
施設の区分	福祉型障害児入所施設 ・主に知的障がいのある児童を入所させて保護とともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設。 ・入所形態には、保護者との契約入所、児童相談所による措置入所がある。
入所定員	定員 45名 (2号棟 15名 3号棟 30名) ※定員の範囲内で、別途、短期入所（ショートステイ）利用もある。
職員	職員総数 75名
施設の規模	敷地の面積 39,223.07 平方メートル 建物の延床面積 5,750.27 平方メートル
主な事業	・契約入所 ・短期入所 ・児童相談所の一時保護の受託 ・児童発達支援「わわいランド」 ・措置入所 ・日中一時支援

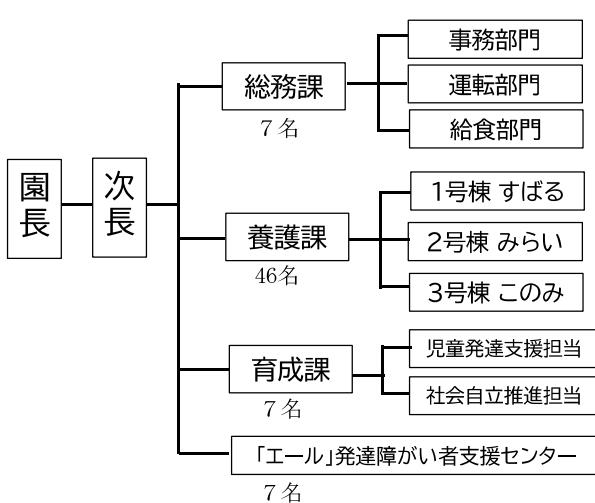
2 組織・職員体制・入所児童

(令和7年1月1日現在)



3 事業発生時の状況

[組織・職員体制・入所児童]



1号棟 自立生活サービス棟

生活支援が比較的少ない高校生を中心に構成する。地域で生活するための自立支援を積極的に展開する。

定員 10名 当時入所人員 7名

2号棟 生活支援サービス棟

生活に多くの支援を必要とする重度知的障がい及び自閉症の児童で構成する。

定員 20名 当時入所人員 11名

3号棟 総合育成サービス棟

さまざまな障がいと多様な年齢層の児童で構成する。

定員 35名 当時入所人員 17名

[養護課職員の職種の別]

課長 1 ー 保育士長 3 ー 副保育士長 8 ー 保育士 32 ー 介助員 2

[養護課職員の男女の別（課長を除く）]

区分	1号棟			2号棟			3号棟		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
保育士長		1	1		1	1		1	1
副保育士長	1	1	2	1	2	3	1	2	3
保育士	1	5	6	3	8	11	3	7	10
介助員					1	1	1		1
非常勤保育士				1	1	2	1	3	4
計	2	7	9	5	13	18	6	13	19

[養護課職員の勤務形態]

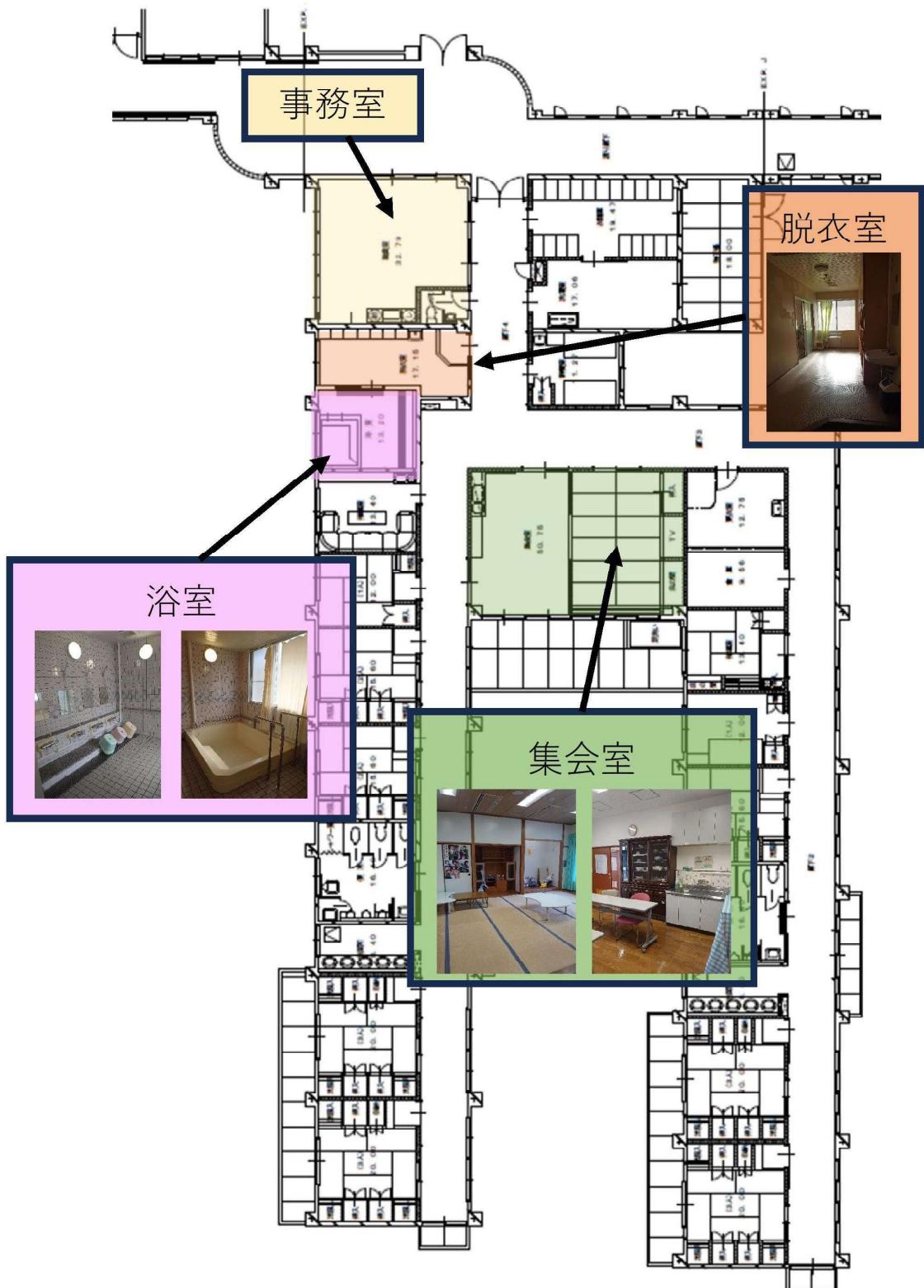
A	A 1	A 2	B	B 1	C	C 1	D(夜勤)
6:30- 15:15	7:00- 15:45	7:30- 16:15	8:00- 16:45	8:30- 17:15	12:15- 21:00	13:15- 22:00	16:15- 翌 8:45

※課長及び保育士長はB 1勤務。副保育士長、保育士長、介助員は交代制勤務。介助員は夜勤なし。

4 施設所管課の推移

年度	部局名	課名
平成 30 年度	福祉保健部子育て王国推進局	子ども発達支援課
令和元年度～令和 4 年度	福祉保健部ささえあい福祉局（子育て・人財局と共に管）	子ども発達支援課
令和 5 ・ 6 年度	子ども家庭部 (福祉保健部と共に管)	子ども発達支援課

5 事案発生現場見取り図



入浴サービス提供マニュアル

《入浴サービス提供上の基礎的配慮事項》

- 利用児童の身体の清潔を保つだけでなく、快適で、緊張を緩和する援助を行なう。
- 全身の皮膚状態（湿疹・床ずれ・外傷等）や、主として成長に伴う身体の変化等を含めた細やかなチェックを行なう。
- 入浴前後の観察を充分に行ない、利用児童の障害や事情に応じた安全な方法で援助を行なう。
 - a) 利用児童のその日一日の体調や様子を観察し、必要に応じてヴァイタルチェック（体温・脈拍測定）を行なう。異常と思われれば入浴は中止し、経過を見守る。
 - b) 入浴中の事故は重大な疾病や怪我につながる場合があるので、安全の確保について細心の注意を払う。
- 同性介助を原則とし、利用児童のプライバシーに配慮する。
- 利用児童の個々の能力を最大限尊重した支援とする。

【入浴準備】

①浴室・浴槽の準備

- ・脱衣室室温は時節に合わせ、必要に応じて空調を使用し整えておく。（夏期：25°C、冬期：20°C）
- ・脱衣室には、洗濯の必要のある上衣、下衣、下着、靴下、洗体タオル等を分別して入れられる脱衣かごと清潔な足拭きマットを用意する。
- ・浴槽に湯を張り、湯温を入浴時に39～42°Cになるよう設定するが、利用児童の好みの湯温を考慮する。
- ・湯の嵩は1号棟及び2号棟は40cm、3号棟は30cmを目安とする。
- ・浴室や脱衣場が外部から容易に見えないように、カーテンやパーテーション等を活用する。

②健康状態のチェック

- ・発熱その他体調に異変のある時は、保健師が入浴の適否を判断し、サービス提供者はその旨を利用児童に助言する。
- ・既に体調や医療面から、入浴を制限されている利用児童については医務連絡票や引継帳からしっかりと把握し、誤って入浴することのないように注意する。

③個人の持ち物の確認

- ・洗面器、石鹼（等）、シャンプー、拭きタオル、洗体タオル、着替えの持参を確認する。
- ・入浴補助用具は必要に応じてサービス提供者が準備する。
- ・自分で準備物を揃えることが困難な利用児童については、必要に応じたサービスを提供する。

④入浴の誘導と移動介助

- ・自分で入浴のタイミングに気が付ける利用児童であれば、自分から行動が出来るように見守る。

- ・サービス提供者は、その他の利用児童には軽い声かけ等で促し、気持ち良く入浴に向かえるよう配慮する。また、入浴の誘いかけを行なうまでに利用児童の排泄を済ませておく。
- ・移動が困難な利用児童にあっては手を引たり洗面用具を持つ等、必要に応じたサービスを提供する。

【入浴手順】

①脱衣の介助

- ・必要に応じて衣服を脱ぐ援助・支援サービスを提供する。言葉かけやカードを使用して行なうほか、肢体不自由や視覚障害等がある場合には、椅子を用意し椅子にかけた状態で脱衣させてあげたり、床に直接マットを敷いてその上で行なったりする。
- ・重度の肢体不自由のある利用児童の場合は、別紙1「重症心身障害利用児童の入浴介助（トランスファーを含む）手順書」のとおりとする。
- ・必要に応じて身体を支えて浴室内に誘導し、走って入りたがる場合には落ち着いて入室できるよう声かけやボディタッチをする等、危険回避へ配慮しながら誘導を行なう。
段差や浴槽内が滑りやすくなっていること等に十分注意をする。
〔滑りやすい場合は、ヒヤリハット報告書を提出するとともに保育士長に報告し、保育士長は総務課長に改善を要請する。〕

②洗体および洗髪

- ・できるだけ利用児童が自ら行なうことができるよう、要介助の度合いに応じたサービスを提供する。基本的にはできるだけ自分で洗うようにし、出来ないところや出来にくいところの仕上げ、確認という形での介助・支援サービスの提供を原則とする。
- ・必要ならばシャワーいすやその他の入浴介助用具を使用する。
- ・身体にお湯やシャワーをかける場合は、湯温を確認（サービス提供者が自分で足元に湯をかける等して確認）し、お湯を今からかけることを言葉で予告しながら足元からかけていく。
- ・必要に応じて、洗体と洗髪のカード等を用意する。
- ・洗体の介助時は、タオルに石鹼等をつけ、末梢から中枢にかけて洗うようにし、血液の循環を促す。
- ・利用児童の羞恥心や人権に関わるような発言は慎む。
- ・陰部はタオルをかける等して、羞恥心に配慮する。
- ・重度の肢体不自由のある利用児童の場合は、別紙1「重症心身障害利用児童の入浴介助（トランスファーを含む）手順書」のとおりとする。

③浴槽につかる

- ・浴槽への移動等で抱きかかえや付き添う必要のある場合は、身体が濡れており、滑りやすいため注意する。

・てんかん発作や肢体不自由がある利用児童は、特に浴槽内につかっているときには目を離さないようにする。（事故が起こった場合は、緊急時の対応マニュアルに基づき必要な措置を講ずる。）

- ・重度の肢体不自由のある利用児童の場合は、別紙1「重症心身障害利用児童の入浴介助（トランスファーを含む）手順書」のとおりとする。
- ・入浴の時間帯は、午後6時30分から8時30分とし、入浴時間は15分程度とする。

④着衣の介助

- ・脱衣室で乾いたタオルにより身体の水分をよく拭き取ってから脱衣の要領で着衣する。

- 自分で拭きとりや着衣を行なう利用児童についても、拭き取りの確認やボタンやファスナー、前後、表裏が正しく着衣しているか確認する。

⑤入浴後の皮膚疾患等の処置

- 必要に応じて耳掃除や爪きりを行なう。
- 慢性皮膚疾患や軽微な外傷に対し消毒や薬の塗布、点眼を行なう（利用児童の障害の度合いに応じて自分で処置を行なえるようなサービスを提供する。）と共に精神的ケアやスキンシップを図る。（多数の利用児童の前では言えないことを話題とした本音の会話、サービス提供者が利用児童に対し薬を塗るなどのスキンシップを図る。）

⑥危険の回避と安全の確保

- サービス提供者の適正な配置による介助と見守りと連携をとりながら行なう。（以下記述事項）

〈入浴中に起こり得る危険事項〉

浴槽への飛び込みによる怪我・溺水・転倒・児童間トラブルによる怪我・てんかん発作・火傷等

- 入浴中に利用児童の変調や不慮の事故が起った場合、安全確保動作（状態の把握・危険回避場所への移動等）と応急処置対応（安静・局所の止血等）を行なうほか、場合によっては救急車対応し、必要な措置を講じた後、直ちに養護課保育士長、養護課長、園長および保健師に連絡をする。

- リフト等介助器具を使用する場合には、取り扱いに充分注意し、利用児童に安心感と快適さを持つてもらえるように手順を当日勤務の遅番は確認しておく。（別紙1 「重症心身障害利用児童の入浴介助（トランクスファーを含む）手順書」のとおり）

【利用児童の希望や障害ニーズに沿った入浴サービス提供】

- 入浴を好まない利用児童は、無理強いせず、更衣や清拭等を促し、次の機会に働きかけることにする。
- 大勢での入浴が苦手な利用児童には、時間を調整し個別入浴できるように配慮する。
- その他特別入浴として、皮膚疾患等感染のおそれのある場合には個別入浴とし、使用後浴槽及び浴室を清掃し消毒を施す。

【入浴後の後片付け】

- 清掃は毎日行ない、浴槽浴室、脱衣場の清潔を保つ。
- 利用児童が入浴していない時間には、安全確保のために必要に応じて浴室入り口の施錠をする。

【事後記録】

- 入浴は心身の健康な生活を送る上で欠かせない生活習慣のひとつである。
一方で、重大な事故の起こり得る場面でもあり、そのサービス提供内容を職員全体が把握できるように生活日誌や医務連絡票に記録しておく。

EX：入浴日、入浴回数、個別対応の内容、サービス提供体制 等

※別紙1 「重症心身障害利用児童の入浴介助（トランクスファーを含む）手順書」の添付は省略